みんなで豊かな環境を未来につなぐまち狛江

狛江のかんきょう

（平成22年度実績）

平成24年2月

狛江市

目　　次

Ⅰ　狛江市の概要
１．位置と地形・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
２．人口と世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
３．用途地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
４．用途地域別建築物の用途制限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
Ⅱ　環境行政
１．環境関係法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
２．環境基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
３．環境保全実施計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
４．環境基本計画・環境保全実施計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・16
Ⅲ　環境保全の９つの取り組み(評価と概要)
１．環境保全に関する施策等の取組結果（全体評価）・・・・・・・・・・19
２．平成 22 年度の個別評価と取組概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
Ａ　緑　「みんなが緑と遊べるまち」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
Ｂ　水　「豊かな水辺と水循環のまち」・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
Ｃ　生態系　　「生き物にも棲みよいまち」・・・・・・・・・・・・・・・32
Ｄ　ネットワーク「水と緑を歴史でつなぐまち」・・・・・・・・・・・・・35
Ｅ　エネルギー　「エネルギーを大切にするまち」・・・・・・・・・・・・37
Ｆ　ごみ　　「資源循環を実践するまち」・・・・・・・・・・・・・・・40
Ｇ　公害　　「みんなが安心して暮らせるまち」・・・・・・・・・・・・48
Ｈ　まちなみ　　「人の暮らしと環境が調和するまち」・・・・・・・・・・53
Ｉ　パートナーシップ「みんなのおもいと行動でつなぐまち」・・・・・57
Ⅳ　環境マネジメント
地球環境の保全に向けて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
Ⅴ　平成 22 年度環境調査結果
１．大気 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
２．化学物質 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
３．水・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
４．地下水 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
５．騒音・振動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・78
６．光化学スモッグ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・79
７．環境を考える会　調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
狛江のかんきょう（平成 19・20・21・22 年度発行分）正誤表・・・・・87

Ⅰ　狛　江　市　の　概　要

Ⅰ　狛　江　市　の　概　要

１．位置と地形

狛江市は、新宿から南へ約 14km、小田急線で 20 分の位置にあり、市役所を中心に東経 139 度 34 分 43 秒、北緯 35 度 38 分 06 秒、東は世田谷区、西及び北は調布市、南は多摩川をはさんで神奈川県川崎市に接しています。

面積は、6.39ｋ㎡で東西 2,940ｍ、南北 3,660ｍ、土質は洪積層で標高 20ｍです。

地形は、ほとんど平坦ですが、やや西高東低の北側台地から南側多摩川沿岸低地にかけて、わずかに傾斜しているため、日照、通風、斜光、排水などの面で健康的な住宅環境にあります。

東京都における狛江市の位置

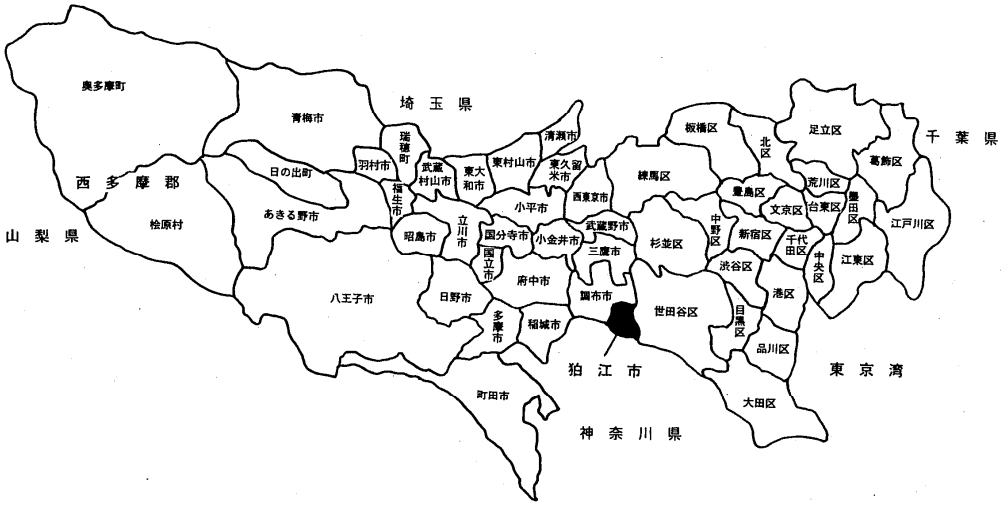

注）　島しょ区域を除く

2. 人口と世帯

（平成23年1月1日現在）

地域（町丁名）	世帯数	人口 総数	男	女
総数	37,799	76,085	37,359	38,726
和泉本町一丁目	2,192	4,427	2,087	2,340
和泉本町二丁目	743	1,570	791	779
和泉本町三丁目	1,044	2,302	1,130	1,172
和泉本町四丁目	2,235	4,190	1,846	2,344
計	6,214	12,489	5,854	6,635
中和泉一丁目	1,011	1,856	903	953
中和泉二丁目	889	1,851	910	941
中和泉三丁目	1,254	2,463	1,232	1,231
中和泉四丁目	559	1,256	636	620
中和泉五丁目	1,730	3,512	1,779	1,733
計	5,443	10,938	5,460	5,478
西和泉一丁目	794	1,307	641	666
西和泉二丁目	489	1,043	475	568
計	1,283	2,350	1,116	1,234
元和泉一丁目	610	1,056	511	545
元和泉二丁目	715	1,449	724	725
元和泉三丁目	505	860	443	417
計	1,830	3,365	1,678	1,687
東和泉一丁目	1,693	2,756	1,259	1,497
東和泉二丁目	616	1,058	541	517
東和泉三丁目	878	1,683	802	881
東和泉四丁目	375	572	297	275
計	3,562	6,069	2,899	3,170
猪方一丁目	511	974	528	446
猪方二丁目	666	1,419	703	716
猪方三丁目	1,276	2,452	1,260	1,192
猪方四丁目	605	1,260	667	593
計	3,058	6,105	3,158	2,947

地域（町丁名）	世帯数	人口 総数	男	女
駒井町一丁目	777	1,670	829	841
駒井町二丁目	496	1,174	592	582
駒井町三丁目	655	1,460	757	703
計	1,928	4,304	2,178	2,126
岩戸南一丁目	1,083	2,341	1,139	1,202
岩戸南二丁目	1,013	2,060	999	1,061
岩戸南三丁目	1,244	2,571	1,306	1,265
岩戸南四丁目	777	1,884	938	946
計	4,117	8,856	4,382	4,474
岩戸北一丁目	842	1,695	801	894
岩戸北二丁目	556	1,025	513	512
岩戸北三丁目	1,449	2,620	1,257	1,363
岩戸北四丁目	942	1,663	790	873
計	3,789	7,003	3,361	3,642
東野川一丁目	875	1,773	896	877
東野川二丁目	642	1,526	784	742
東野川三丁目	1,020	2,382	1,168	1,214
東野川四丁目	855	1,876	941	935
計	3,392	7,557	3,789	3,768
西野川一丁目	873	1,884	936	948
西野川二丁目	674	1,563	731	832
西野川三丁目	336	781	368	413
西野川四丁目	1,300	2,821	1,449	1,372
計	3,183	7,049	3,484	3,565

資料：市民生活部市民課

3. 用 途 地 域

（平成23年1月1日現在）

区分 地域別	建ぺい率 %	容積率 %	面積 ha	構成比 %
市街化区域	―	―	582.0	100.0
第一種低層住居専用地域	40	80	357.9	61.5
	50	100	14.5	2.5
	50	150	1.7	0.3
第一種中高層住居専用地域	60	200	109.6	18.8
第二種中高層住居専用地域	60	200	0.3	0.1
第一種住居地域	60	200	30.5	5.2
近隣商業地域	80	200	35.2	6.0
		300	6.2	1.1
商業地域	80	400	1.2	0.2
準工業地域	60	200	13.9	2.4
		300	11.0	1.9

資料：建設環境部都市整備課

4. 用途地域別建築物の用途制限

用途地域内の建築物の用途制限 ○　建てられる用途 ×　建てられない用途 ①　②　③　④　△　面積、階数等の制限あり		第一種低層住居専用地域	※第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	※第二種住居地域	※準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	※工業地域	※工業専用地域	備　考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の１未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	非住宅部分の用途制限あり
店舗等	店舗等の床面積が、150㎡以下のもの	×	①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	①　日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。２階以下 ②　①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。２階以下 ③　２階以下 ④　物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が、10,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	×	
事務所等	事務所等の床面積が、150㎡以下のもの	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△　２階以下
	事務所等の床面積が、150㎡を超え、500㎡以下のもの	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が、3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館		×	×	×	×	△	○	○	○	○	○	×	×	△　3,000㎡以下
遊戯施設・風俗施設	ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ場、ｽｹｰﾄ場、水泳場、ｺﾞﾙﾌ練習場、ﾊﾞｯﾃｨﾝｸﾞ練習場等	×	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	×	△　3,000㎡以上
	カラオケボックス等	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券販売所等	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	×	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	×	△	△	○	○	×	×	△　客席200㎡未満
	ｷｬﾊﾞﾚｰ、ﾀﾞﾝｽﾎｰﾙ等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	○	△	×	×	△　個室付浴場等を除く。
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ﾎｰﾑ、身体障害者福祉ﾎｰﾑ等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
	老人福祉ｾﾝﾀｰ、児童厚生施設等	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△　600㎡以下
	自動車練習場	×	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	○	△　3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	×	×	△	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△　300㎡以下　2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	①　600㎡以下　1階以下 ②　3,000㎡以下　2階以下 ③　2階以下
		※一団地の敷地内について別に制限あり												
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）	×	×	×	×	△	○	○	○	○	○	○	○	△　3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	×	△	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、△　2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
	自動車整備工場	×	×	×	×	①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下 ③300㎡以下　原動機の制限あり
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②	○	○	○	○	○	○	○	①　1,500㎡以下　2階以下 ②　3,000㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画区域においては都市計画決定が必要												

注）　本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。平成23年1月1日現在
※…狛江市はありません。

資料：建設環境部都市整備課

Ⅱ　環　　境　　行　　政

Ⅱ 環　境　行　政

1．環境関係法

（１）法令等

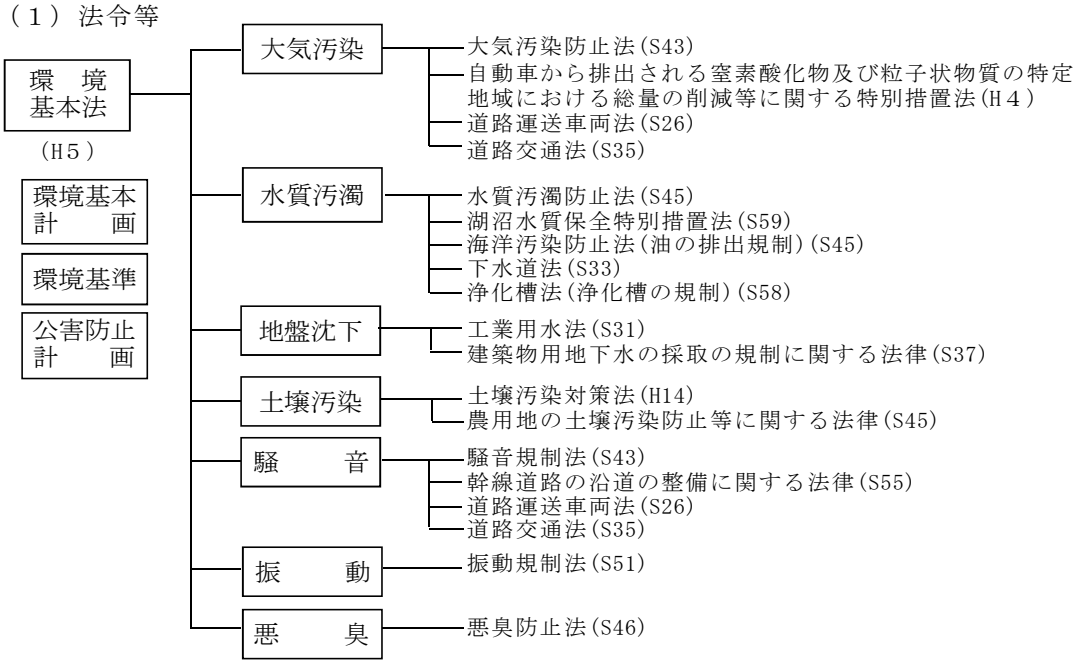

［温暖化］

エネルギー政策基本法(H14)

・環境影響評価法(H9)
・地球温暖化対策の推進に関する法律(H10)
・エネルギーの使用の合理化に関する法律（S54）
・国等による環境物品の調達の推進等に関する法律(H18)
・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(H18)

［化学物質］

・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(S48)
・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(H11)
・ダイオキシン類対策特別措置法（H11）
・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(H1)
・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律(H13)

［廃棄物・リサイクル］

循環型社会形成推進基本法(H12)

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(S45)
・資源の有効な利用の促進に関する法律(H３)
・特定有害廃棄物等輸出入等の規制に関する法律(H４)
・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(H７)
・特定家庭用機器再商品化法(H10〉
・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(H12)
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(H12)
・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(H13)
・使用済自動車の再資源化等に関する法律(H14)

［自然環境の保護］

自然再生推進法(H14)

・自然公園法(S32)　・自然環境保全法(S47)
・都市緑地法(S48)　・都市公園法(S31)　・景観法(H16)
・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(H14)
・首都圏近郊緑地保全法(S41)
・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律(H14)

土地基本法(H１)

・工場立地法(S34)　・国土利用計画法(S49)

［被害救済・紛争処理］

・公害健康被害の補償等に関する法律(S48)
・公害紛争処理法（S45）　・公害等調整委員会設置法(S47)
・裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(H16)
・石綿による健康被害の救済に関する法律(H18)

［環境教育・原因者の責務等］

・公害防止事業費事業者負担法(S45)
・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(S46)
・公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(S46)
・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(H15)
・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(H16)

（２）東京都条例

- 東京都環境基本条例（平成６年）
  - 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成２１年４月１日改正・施行）
    - 総則
      - 目的（第１条）
      - 定義（第２条）
      - 知事の責務（第３条）
      - 事業者の責務（第４条）
      - 都民の責務（第５条）
    - 環境への負荷の低減の取組
      - 地球温暖化の対策の推進（第５条の２～第５条の６）
      - 大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減（第５条の７～第８条の22）
      - 中小規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減（第８条の23～第９条）
      - エネルギー供給事業における環境への負荷の低減（第９条の２～第９条の７）
      - フルオロカーボンの管理（第10条～第17条）
      - 地域におけるエネルギーの有効利用（第17条の２～第17条の23）
      - 建築物に係る環境配慮の措置（第18条～第25条）
      - 家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減（第25条の２～第25条の８）
    - 自動車に起因する環境への負荷の低減の取組及び公害対策
      - 自動車環境管理計画書（第28条～第33条）
      - 自動車から発生する排出ガス及び、温室効果ガス対策（第33条の２～第51条）
      - エコドライブ（第51条の２～第56条）
      - 燃料規制（第56条の２～第62条）
      - 自動車の騒音及び振動対策（第63条～第67条）
    - 工場公害対策等
      - 工場及び指定作業場の規制（第68条～第107条）
      - 化学物質の適正管理（第108条～第112条）
      - 土壌及び地下水の汚染の防止（第113条～第122条）
      - 建設工事の係る規制（第123条～第125条）
      - 特定行為の制限（第126条～第139条）
      - 地下水の保全（第140条～第145条）
    - 緊急時の措置
      - 大気汚染緊急時の措置（第146条～第148条）
      - 水質汚濁緊急時の措置（第149条・第150条）
    - 雑則（第151条～第157条）
    - 罰則（第158条～第165条）
  - 東京都環境影響評価条例（S55）
  - 東京における自然の保護と回復に関する条例（H12）
  - 東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例（S53）
  - 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（S53）
  - 東京都廃棄物条例（H４）

（３）環境関連市条例等

環境基本条例（平成９年）

緑の保全に関する条例（平成 11 年）

・同施行規則（平成 11 年）

まちづくり条例（平成 15 年）

・同施行規則（平成 15 年）・同指導基準（平成 15 年）

廃棄物の再利用の促進及び処理に関する条例（平成６年）

・同施行規則（平成６年）

都市公園条例（昭和 50 年）

・同施行規則（昭和 50 年）

あき地の管理の適正化に関する条例（昭和 46 年）

・同施行規則（昭和 46 年）

（４）市計画体系　　（H23年4月1日現在）

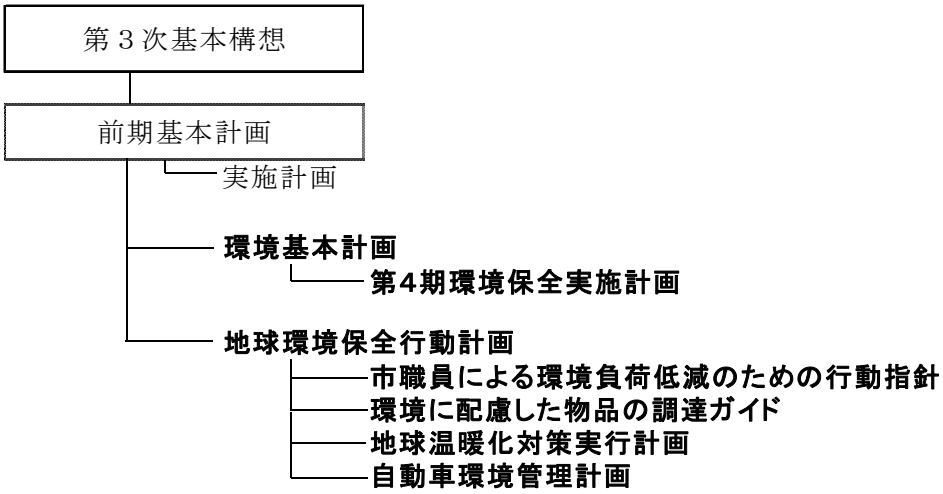

２．環境基本計画

（１）環境基本計画（平成 11 年３月策定）

①　目標

みんなで豊かな環境を未来につなぐまち狛江

②　具体的な目標

自然環境	緑	みんなが緑と遊べるまち
	水	豊かな水辺と水環境のまち
	生態系	生き物にも棲(す)みよいまち
	ネットワーク	水と緑を歴史でつなぐまち
人間環境	エネルギー	エネルギーを大切にするまち
	ごみ減量	資源循環を実践するまち
	公害	みんなが安心して暮らせるまち
	まちなみ	人の暮らしと環境が調和するまち
	パートナーシップ	みんなのおもいと行動でつなぐまち

③　取り組みの方向

A. 緑：みんなが緑と遊べるまち
- 今ある緑を守る
- 緑をつくり、育てる
- 緑を大切にする心を育てる

B. 水：豊かな水辺と水循環のまち
- 健全な水循環を回復する
- 自然で親しみやすい水辺をつくる
- 水を大切にする心を育てる

C. 生態系：生き物にも棲(す)みよいまち
- 生き物に配慮する
- 生息域を保全・回復・創造する
- 地域の自然を知る

D. ネットワーク：水と緑を歴史でつなぐまち
- 環境資源をネットワークによって保全する

E. エネルギー：エネルギーを大切にするまち
- エネルギーの消費を減らす
- エネルギー効率のよいまちをめざす

F. ごみ減量：資源循環を実践するまち
- ごみになるものはつくらない、売らない、買わない
- リユース・リサイクルを進める
- 適正な処理・処分を行う
- ごみに関する知識や、取り組みを広げる
- ごみのない、美しいまちをつくる

G. 公害：みんなが安心して暮らせるまち
- 典型７公害を未然に防止する
- その他の公害を防止する

H. まちなみ：人の暮らしと環境が調和するまち
- 環境に配慮したまちなみ整備を促進する
- パートナーシップにもとづくまちなみ整備を促進する

I. パートナーシップ：みんなのおもいと行動でつなぐまち
- 気づく・わかる
- 環境保全に取り組む人をつくる
- ネットワークを形成する
- 共通的な取り組みを進める

④　期間

平成 11（1999）年４月から平成 31（2019）年３月までの 20 年間

３．環境保全実施計画

（１）環境保全実施計画

環境基本条例第 10 条に基づき、環境基本計画をより具体的に実践するため、環境保全実施計画推進委員会において、環境保全実施計画を市民、事業者、行政とのパートナーシップのもとに策定し、既に第１期、第２期、第３期が終了し、第４期（平成 21(2009)年４月～平成 24（2012）年３月）として、市民主体による緑、水、エネルギー、ごみ減量の各ワーキンググループでの取り組みがなされています。

（２）第１期・第２期・第３期を経て第４期で推進している内容

＜緑＞目標像「みんなが緑と遊べるまち」

[行政]

・緑の保全に向けた土地所有者、市民等間の連携・話合いのコーディネートを検討する。
・神社・仏閣・屋敷林等の樹木の保存を図る。
・グリーンバンク制度の導入を検討する。
・生産緑地を中心とした農地保全対策を検討する。
・農業の担い手を確保する。
・農業者が営農を継続できない農地を緑地として保全していくための方策を検討する。
・都市計画マスタープランに基づく、既存緑地等による緑の輪づくりをする。
・公共施設の緑化を推進する。
・まちづくり条例に基づく開発行為に対する緑化指導をする。
・公園の計画的配置と整備を促進する。
・生垣設置に対する助成制度をＰＲする。
・市民参加による公園管理を促進する。
・市内の公園(多摩川河川敷を含む。）及び児童遊園の維持・管理を行う。
・農地と住宅地の調和がとれた景観づくりを推進する。
・農地を防災農地として検討する。
・市民が緑に親しみ、学ぶ機会をつくる。
・緑化相談等を実施する。

[市民主体]

・都道１１４号線新設部分の緑化計画市民案作成にむけて（情報周知・市民案づくり)。
・航空計器跡地利用（情報収集・提案書)。
・緑被率向上（先進事例研究)。
・オープンガーデン制度、狛江方式を提案。
・緑の基本計画（進捗状況調査)。

＜水＞目標像「豊かな水辺と水循環のまち」

[行政]

・下水道の整備、維持、管理を行う。
・下水道の合流改善等の調査を行う。
・まちづくり条例に基づく開発行為に対する雨水浸透施設の設置を指導する。
・河川流域自治体との連携による河川環境の維持、監視の取り組みを行う。
・地下水の揚水量をモニタリングする。
・公共施設における雨水の利用を促進する。
・災害対策用井戸及び井戸水提供の家の確保と活用を図る。
・プール水の多目的利用を検討する。
・自然の水循環システムに関する調査を検討する。
・水辺利用者のモラルの向上を図るための普及啓発を図る。
・流域自治体と連携して国、都に河川の整備、改善等を要請する。
・河川の水質を定期モニタリングする。
・水辺の楽校、河川観察会の開催により水辺に親しむ場、機会をつくる。
・水利用について市民、事業者に対し節水意識等の高揚を図る。
・市域を超えた自治体との水質合同調査を実施する。

[市民主体]

・雨水浸透ますの普及・促進の活動をする。

・雨水貯留タンクの設置（公共施設や公園への設置・市民への啓発）。

・水路の復活（水路敷の現状調査など）。

・水田の復活の可能性を探る。

・水循環バランスを把握する。

・ホームページで活動を報告する。

・水を知る（勉強会を行う）

＜生態系＞目標像「生き物にも棲（す）みよいまち」

・生き物の多様性を確保するため公園等を整備する。

・生き物の棲息域の調査を検討する。

・環境に配慮した河川の整備を国、都に要請する。

＜ネットワーク＞目標像「水と緑を歴史でつなぐまち」

・緑の景観の形成を推進する。

・歴史・文化的景観形成の促進を図る。

・市民協働により文化財施設を管理する。

＜エネルギー＞目標像「エネルギーを大切にするまち」

[行政]

・地球環境への負荷軽減と経費節減のため、公共施設の省エネ対策を検討する。

・各家庭、企業者、商業者等へ省エネ、緑化等の環境への配慮の啓発を進める。

・交通量の把握に努める。

・クリーンエネルギー関連広報啓発、補助制度の紹介をする。

・環境負荷低減を図るため、省資源・省エネルギー・廃棄物の削減に努め、グリーン購入を推進する。

・公共交通機関の利用促進をする。

・太陽光パネルの設置による環境学習の啓発をする。

[市民主体]

・エネルギーに関連する狛江市の全体像の把握と省エネルギーの方策の検討。

・省エネルギーへ政策の調査検討と補助制度の活用。

・太陽エネルギー、自然・未利用エネルギーの導入推進。

・地球温暖化防止についての理解を深めるための、市民向け啓発活動の推進。

＜ごみ減量＞目標像「資源循環を実践するまち」

[行政]

・ごみ・リサイクルカレンダーの充実を図る。

・「リサイクル広場」等の活動拠点の整備・検討する。

・活動する市民グループの育成を図る。

・社会的資源循環の仕組みづくり。

・市民の消費行動を通じた発生・排出抑制を図る。

・事業者との協力・連携を図る。

・リサイクル・コミュニティを創造する。

・粗大ごみ等のリユース・リサイクルの啓発を図る。

・楽市の開催（リサイクル活動）の支援をする。

・植木の剪定枝の堆肥化を図る。

・集団回収の奨励する。

・市の施設における生ごみの堆肥化を図る。

・除籍資料等のリサイクルを図る。
・放置自転車の再利用の促進を図る。
・分別収集の見直しを行う。
・事業系ごみの排出処理の適正化を推進する。
・建設廃材等の再利用の促進を図る。
・環境に配慮した学校建築を推進する。

[市民主体]

・知識を広めるための勉強会を行う。
・ごみ減量を進めるための検討と周知活動、３Ｒの推進を行う。
・ペットボトルの処理のあり方を見直す。
・ごみの有料化後の検証を行う。

＜公害＞目標像「みんなが安心して暮らせるまち」

・公害苦情に対する相談を一元的に対応する。
・大気・水質等のモニタリング調査を実施する。
・新たな環境事象についての情報収集と対応をする。

＜まちなみ＞目標像「人の暮らしと環境が調和するまち」

・環境や安全に配慮した計画的なまちなみ整備を進めるための無秩序な開発の抑制に努める。
・街路樹の保全と整備による連続性のある緑の景観づくりの推進をする。
・まちの景観を阻害するはり紙、立看板、放置自転車の対策を図る。
・公共交通機関の利用促進を図る。
・ごみのない美しいまちづくりを推進する。
・良好なまちなみを整備、誘導するための景観に関わる条例制定を検討する。
・まちなみ整備に対する市民との話合いの場づくりを図る。

＜パートナーシップ＞目標像「みんなのおもいと行動でつなぐまち」

[行政]

・学校、地域における環境教育、環境学習の推進を図る。
・地域の自然に詳しい人材を学校の授業の中で活用する。
・環境学習講座や施設見学会等の開催を図る。
・市民・事業者向けの環境配慮手引書等の作成・配布する。
・環境保全に向けた取り組みをリードする人材（キーパーソン）の育成と把握を図る。
・環境に関する自主活動の奨励と意識の普及啓発を図る。
・事業者による環境保全活動を支援する。
・環境保全実施計画推進委員会の活動を支援する。
・環境保全・環境学習の拠点づくりと活用を図る。
・市民や専門家の意見や提案に対する行政施策に反映するための仕組みづくりを検討する。
・市域を超えた自治体との連携を図る。

[市民主体]

・市民組織と庁内関係部署とが連携・協働し、基盤づくり・人づくりを推進する。

４．環境基本計画・環境保全実施計画の推進体制

（１）推進体制の概要

環境基本計画及び環境保全実施計画を市民、事業者、行政が協働して総合的かつ計画的に推進するため、行政が全庁的に環境保全の視点から施策や事業を実施し、計画を推進する庁内組織として、副市長を本部長とする部長職を主体とした「環境基本計画推進本部」を、環境行政の施策に関連する所管課の課長職によって構成される「環境基本計画庁内委員会」をそれぞれ組織する一方、基本的は方針や具体的なプログラムの検討、実施など計画全般の推進に関わることが可能な庁外組織として、市長の諮問機関として市民、事業者、学識経験者、行政によって構成される「環境保全審議会」を、また、審議会で調査審議された取り組みの基本的な方針を受けて、より具体的な検討を行い、かつ、実際に取り組みを進める市民主体の組織（ワーキンググループ）と行政との連携の中心的な役割を担う組織として「環境保全実施計画推進委員会」がそれぞれ組織されています。

（２）体系図

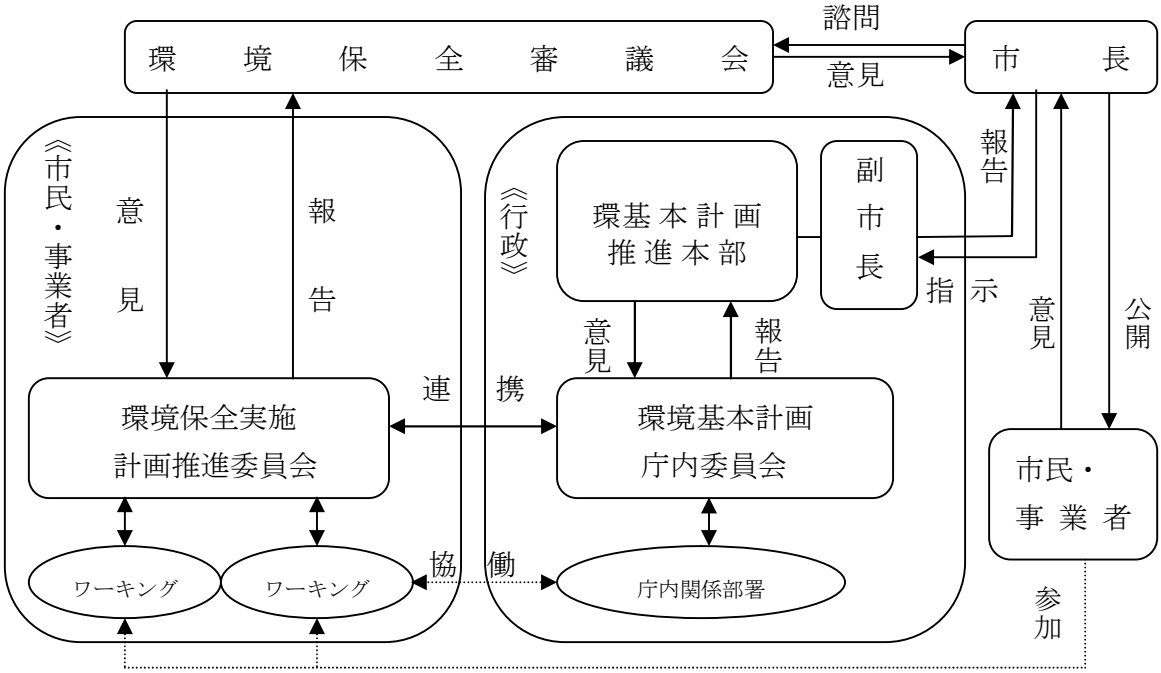

（３）審議会等の開催状況

年度	18	19	20	21	22
環境基本計画推進本部	1	1	1	1	6
環境基本計画庁内委員会	1	1	1	1	2
環境保全審議会	2	2	2	2	2
環境保全実施計画推進委員会	6	6	6	6	7
緑ワーキンググループ	12	12	14	12	12
水ワーキンググループ	12	12	11	11	12
エネルギーワーキンググループ	12	12	9	12	12
ごみ減量ワーキンググループ	12	12	12	11	12

Ⅲ　環境保全の９つの取り組み
（評価と概要）

Ⅲ　環境保全の９つの取り組み（評価と概要）

１．環境保全に関する施策等の取組結果（全体評価）

環境基本計画では、20 年後の狛江の環境イメージ「みんなで豊かな環境を未来へつなぐまち狛江」の実現に向け、９つの具体的な目標像を達成するための取り組みの方向と、市民、事業者、行政、みんなの具体的な取り組みを示しています。

ここではその中の、行政の取り組み（施策・事業）について、概要を示していきます。これは、環境基本条例の第 21 条に基づき、毎年環境の保全等のために市が実施した施策の概要について、環境保全審議会の意見を聴き公表するものです。

また、評価については環境保全審議会の意見に沿って平成 17 年度版から行い、評価の方法について改善を繰り返していますが、環境基本計画の改定が平成 24 年度に予定されており、これに伴い「狛江のかんきょう」も見直しを予定しています。

評価基準	内　　容	目　安 前年度比	項目数 （件）
S	これまでの実績に明らかに上乗せした。 若しくは、目標が達成された。	1.5 倍以上	5
A	これまでの実績に上乗せさせた。	1 倍超	8
B	現状維持	1 倍	23
C	これまでの実績より後退した。	1 未満	11
D	これまでの実績より明らかに後退した。	1/2 以下	4

	目標像				取り組みの方向		行政の取り組み（関連施策事業名）	評価	目標・評価の方向（何に対して評価するか）	該当ページ
みんなで豊かな環境を未来につなぐまち狛江 ～20年後（平成30年度）の狛江の環境イメージ～	自然環境	A	緑＊みんなが緑と遊べるまち	①	今ある緑を守る	1	保存樹木等	C	樹木の本数、樹林地の面積、生垣の面積を減らさないこと	22
						2	生産緑地を中心とした農地の保全	C	生産緑地、市民農園の面積が減らないこと	23
						3	農業者が農業を続けていくための環境づくり	—	農家数、耕地面積など現状から減らないよう維持する	24
				②	緑をつくり、育てる	1	生垣造成補助	S	補助金交付件数が増えること	24
						2	開発行為に伴う緑化指導	—	開発等の事業時には一定以上の緑化を義務付けている	25
						3	公園の設置と整備に関わる事業	A	公園等の面積が増えること、市民一人当たりの公園等の面積が増えること	25
						4	多摩川河川敷を活用した事業	B	多摩川の優れた自然環境をふれあいの場として管理している管理面積が増えること	26
						5	市民協働による公園等の管理運営事業	B	市民協働で管理運営している公園等の面積が増えること	26
						6	小緑地の確保	B	道路整備に伴う用地、公園基準に当てはまらない公共用地の緑化を行うこと	26
				③	緑を大切にする心を育てる	1	緑化推進事業	S	園芸講習会、緑化相談への市民参加・利用を増やすこと	26
						2	屋上緑化（見本展示）ブースの開設	B	見本展示ブースを設けること	27
		B	水＊豊かな水辺と水循環のまち	①	健全な水循環を回復する	1	水環境循環事業	D	雨水浸透ますの助成金交付対象数が増えること	28
						2	開発行為等に伴う雨水浸透施設設置事業	C	開発事業に伴い設置される雨水浸透施設が増えること	28
						3	井戸の揚水量報告	C	揚水量が少ない方が地盤沈下を防いでいるので良い	29
						4	雨水の有効活用	B	公共施設に雨水貯留槽を設置する（㎥数が大きいほど良い）	29
				②	自然で親しみやすい水辺をつくる	1	水辺の楽校	A	事業数・参加者数が増えること	30
						2	せせらぎの管理	B	管理しているせせらぎの面積が増えること	30
				③	水を大切にする心を育てる	1	節水の推進	B	環境月間イベント等でPRする	31
						2	水道水の各家庭・事業所等への配水	C	配水が少ないこと	31
		C	生態系＊生き物にも棲みよいまち	①	生き物に配慮する	1	カラスとの共存	D	カラスの苦情を受けて公園等の巣を撤去する件数が少ないこと	32
						2	とんぼ池の観察	—	統計的な観察ではないため評価しない	32
						3	弁財天池特別緑地保全地区の観察	—	統計的な観察ではないため評価しない	33
				②	棲息域を保全・回復・創造する	1	公園等へのビオトープの整備	—	整備終了により評価しない	33
				③	地域の自然を知る	1	河川の調査	S	多摩川・野川の水質が良くなること	34
						2	合流式下水道の改善	B	放流水の汚濁負荷を下水道並み以下にする、雨天時の未処理下水の放流回数を半減する、吐口からのきょう雑物の流出防止をする	34
		D	ネットワーク＊水と緑を歴史でつなぐまち	①	環境資源をネットワークによって保全する	1	緑道等の管理	B	緑道の管理面積を増やす	35
						2	埋蔵文化財の発掘	—	発掘できる機会を捉えて調査を行っていく	35
						3	市民協働による文化財施設管理	C	むいから民家園の入園者が増えること	35
						4	文化財ノートの発行	—	狛江の埋蔵文化財の紹介をすること	36

	目標像				取り組みの方向		行政の取り組み（関連施策事業名）	評価	目標・評価の方向（何に対して評価するか）	該当ページ
みんなで豊かな環境を未来につなぐまち狛江 ～20年後（平成30年度）の狛江の環境イメージ～	人間環境	E	エネルギー＊エネルギーを大切にするまち	①	エネルギーの消費を減らす	1	太陽光発電・風力発電導入事業	A	学校施設への太陽光発電・風力発電設備の設置が増える	37
						2	街路灯等の設置	—	街路灯の省エネルギー化を進めること	37
				②	エネルギー効率のよいまちをめざす	1	電気・ガス・水道使用における二酸化炭素排出量	C	電気・ガス・水道使用量から算定される市域の二酸化炭素排出量を減らすこと	37
						2	住宅等建設戸数・床面積・世帯数・人口の推移	—	（一棟当たりの床面積、人口などが減ることがエネルギー効率にとっては良い）	38
						3	太陽光発電の市内の設置状況調べ	S	市内の太陽光発電の設置が増えること	39
		F	ごみ＊資源循環を実践するまち	①	ごみになるものはつくらない、売らない、買わない	1	ごみの減量化対策	A	市民一人当たりのごみの排出量が減ること	40
				②	リユース・リサイクルを進める	1	リユース・リサイクルの推進	B	ごみの処理金額が減ること	41
						2	不要品交換コーナー	B	不要品交換コーナーを設置すること	41
						3	リサイクル活動の支援・マイバック運動の推進	B	楽市における市民フリーマーケットを開催すること、マイバック運動を推進すること	41
						4	古紙等の拠点回収	—	ごみに混入されることなく、資源物として分別収集されていること	42
						5	ペットボトル回収	—	ごみに混入されることなく、資源物として分別収集されていること	42
						6	植木せん定枝の処理状況	—	ごみに混入されることなく、資源物として分別収集されていること	42
						7	資源物集団回収	—	ごみに混入されることなく、資源物として分別収集されていること	43
						8	粗大ごみ収集処分	C	粗大ごみの収集処分取扱い数が減ること	43
						9	生ごみ等の堆肥化の促進	B	集合住宅・事業所の生ごみの自己処理を推進すること	43
						10	市の施設における生ごみの堆肥化	—	生ごみ処理機への生ごみの投入量が増えること	43
				③	適正な処理・処分を行う	1	放置自転車再利用事業	—	（放置自転車台数が減り、返却率が100％であることが望ましい）	45
						2	建設廃材等の再利用の促進	—	建築廃材等を再資源化する	45
						3	除籍資料リサイクル提供	S	図書館の除籍資料を市民等へリユースする冊数を増やす	46
				④	ごみに関する知識や、取り組みを広げる	1	消費生活展	B	消費生活展の中で、ごみの減量対策について市民に発信する	46
						2	ごみ半減新聞の発行	A	周知啓発を推進する（平成22年度は新聞折り込みから戸別配布にレベルアップした）	46
				⑤	ごみのない、美しいまちをつくる	1	多摩川統一清掃	—	市民協働で清掃活動を行うこと	46
						2	野川美化清掃	—	市民協働で清掃活動を行うこと	47
		G	公害＊みんなが安心して暮らせるまち	①	典型７公害を未然に防止する	1	公害苦情処理	D	公害苦情件数を減らすこと	48
				②	その他の公害を防止する	2	大気環境の調査	B	二酸化炭素、一酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素の測定結果が環境基準内であること	49
						3	地下水環境の調査	B	市内の井戸の調査結果の平均値が環境基準値内であること	52
		H	まちなみ＊人の暮らしと環境が調和するまち	①	環境に配慮したまちなみ整備を促進する	1	道路の状況	C	道路全体の長さが増えること	53
						2	歩道整備	C	歩道の長さ、街路樹の植栽面積が増えること	53
						3	あき地の適正管理	D	苦情件数が減ること	53
						4	放置自転車の撤去	—	撤去台数が減り、撤去自転車の返却率が上がること	54
						5	自転車駐輪場管理	—	駐輪場の設置個所数・収容台数を適切に設置・管理する	54
						6	屋外広告物の指導	A	撤去一回当たりの数を減らす	54
						7	歩きたばこ・ポイ捨て対策	B	マナーアップキャンペーンなどで啓発とPRを行っている	55
				②	パートナーシップにもとづくまちなみ整備を促進する	1	まちづくり条例に基づく開発等事業	C	まちづくり条例に基づく事業件数が多いこと （ 開発に伴い整備されるもの（道路のセットバックや接道部の緑化など）が増えるという観点）	55
						2	狛江のまち―魅力百選	—	狛江の魅力を発掘・紹介すること	55
		I	パートナーシップ＊みんなのおもいと行動でつなぐまち	①	気づく・わかる	1	水辺の楽校・とんぼ池公園・弁財天池特別緑地保全地区・のびのび公園	B	市民との協働管理を進めること	57
						2	団体・組織との協働形態	A	協働事業数が増えること	58
						3	まなび講座	A	実施件数、受講者の延べ人数が増えること	58
				②	環境保全に取り組む人をつくる	1	環境保全活動への支援	B	環境を考える会狛江市実行委員会の活動を支援する	58
						2	環境教育・環境学習の推進	B	各校での取り組みが充実すること	59
						3	アドプト制度の推進、拠点活動	B	アドプトの団体数、参加者数が増えること	59
				③	ネットワークを形成する	1	環境保全計画を推進する	B	環境保全実施計画推進委員会と協働で推進する活動を充実させる	60
				④	共通的な取り組みを進める	1	環境保全に関連する地域情報・広報活動	B	リーフレット等での広報活動を行う	60

２．平成 22 年度の個別評価と取組概要

Ａ　緑　「みんなが緑と遊べるまち」

① 今ある緑を守る

地域の樹木・樹林を保全するため、平成 11 年 12 月に緑の保全に関する条例・同施行規則を制定し、樹林、樹木、生垣の保全に努めています。

			評価基準
1	事　業　名	保存樹木等	C
	担 当 部 門	建設環境部　環境管理課　環境整備係	

樹木・樹林・生垣の保全状況の変遷　（年度末の実数）

年度	18	19	20	21	22
樹木(本)	538	526	491	473	462
樹林(㎡)	22, 182	22, 182	22, 182	22, 182	22, 182
生垣(m)	4, 843	4, 870	4, 870	4, 818	4, 634

資料：環境管理課

※樹林についてはＢ評価（現状維持）ですが、樹木と生垣について評価がＣであるため、総合的にＣとしています。

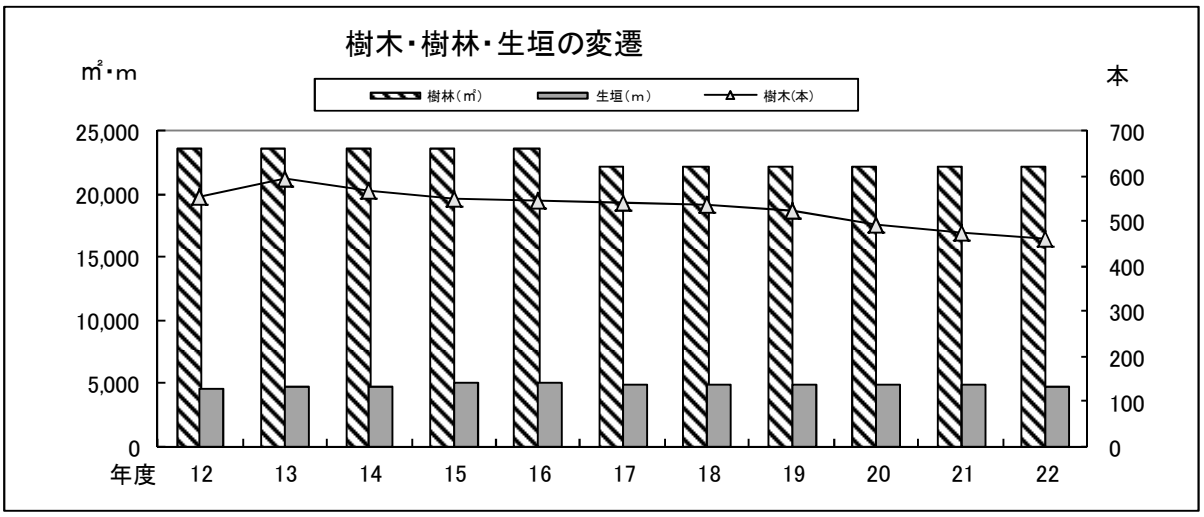

地域の主な樹林の状況　（単位：か所・㎡）

地域	岩戸南	岩戸北	駒井町	猪方	和泉本町	中和泉	西和泉	東和泉	元和泉	東野川	西野川	総計
数	3	1	2	－	1	3	－	1	1	1	2	15
面積	4, 904	363	2, 658	－	2, 242	4, 445	－	5, 086	748	449	1, 287	22, 182

資料：環境管理課

地域の主な生垣の状況　　（年度末の実数）（単位：か所・m）

地域	岩戸南	岩戸北	駒井町	猪方	和泉本町	中和泉	西和泉	東和泉	元和泉	東野川	西野川	総計
数	13	9	9	10	24	18	10	2	2	14	16	127
延長	390	340	244	344	858	531	959	40	49	432	447	4,634

資料：環境管理課

2

事業名	生産緑地を中心とした農地の保全
担当部門	建設環境部　都市整備課　企画計画係 市民生活部　地域活性課　地域振興係　（農業委員会）

評価基準
C

生産緑地地区は都市農業の基盤として、また、防災、雨水の浸透地、緑の景観等の面で有機的な機能を有していることから、今ある緑(生産緑地・宅地化農地)を守り、農業の継続により農地の保全を図ります。

また、市民が土に親しむため、農地の一部を市が借り上げ、市民農園として開設し、市民に貸し付けています。

生産緑地の面積等の推移　　（単位：ha）

年度	18	19	20	21	22
生産緑地	39.28	38.72	38.23	36.74	35.82
宅地化農地	10.69	10.43	10.17	9.90	9.41
市民農園面積	0.935	0.930	0.930	0.807	0.913
農園数	9	9	9	8	10
区画数	414	420	420	372	452

資料：生産緑地　：都市整備課
宅地化農地：農業委員会
市民農園　：地域活性課

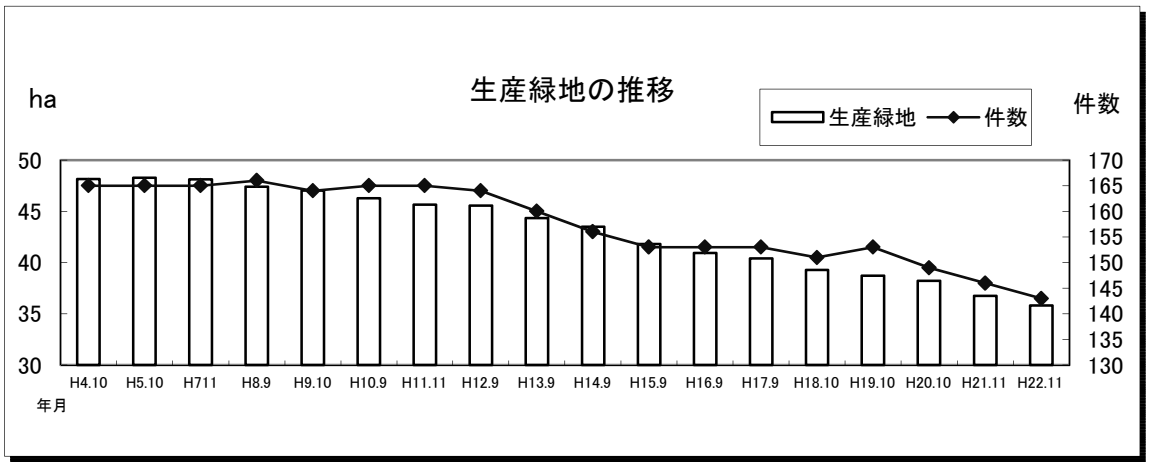

資料：都市整備課

3	事 業 名	農業者が農業を続けていくための環境づくり
	担当部門	市民生活部　地域活性課　地域振興係　（農業委員会）

地域農産物の販売など地域のふれあいにより営農を推進しています。

農業の変遷

年		S60	H２	H７	H12	H17	H22
農家数（戸）		234	194	166	159	137	129
農家人口(人)		1,209	967	795	759	322	291
従事者数（人）		216	165	134	148	128	125
耕地面積（ａ）		7,856	5,868	4,661	4,032	3,360	3,333
	田（ａ）	57	45	－	－	－	－
	畑（ａ）	6,284	4,444	3,317	3,013	2,866	2,846
	樹園地（ａ）	1,515	1,379	1,344	1,019	494	487

※従事者数を除いて、平成 12 年以前は総農家数、平成 17 年は販売農家数の数値を基に集計した。

資料：地域活性課、統計こまえ(農業センサス東京都結果報告　東京都統計年鑑より)

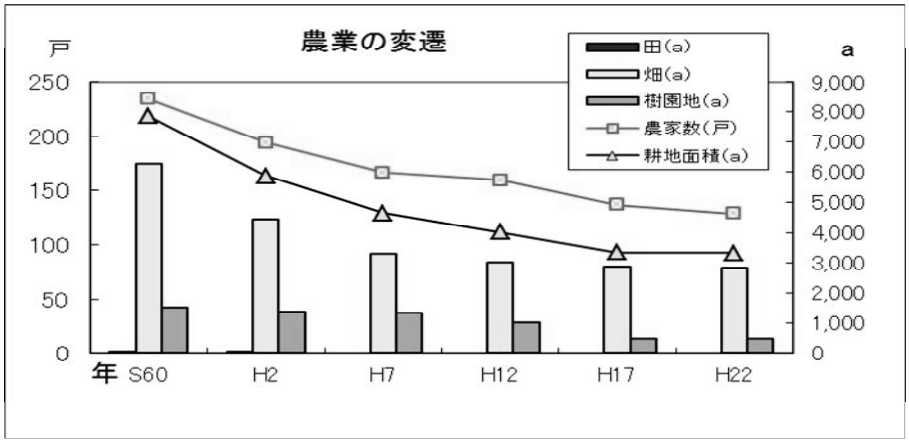

② 緑をつくり、育てる

「緑の基本計画」「都市計画マスタープラン」と整合させ、野川緑地公園や岩戸川緑地公園の連続した緑を維持・形成するとともに、旧水路敷を利用した多摩川と野川を結ぶ緑道網の整備を図り、市民と市との協働により水と緑と農とのネットワークを形成し緑化活動を展開します。

1	事　業　名	生垣造成補助
	担 当 部 門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

評価基準
S

昭和 60 年３月に生垣造成補助金交付要綱を制定し、宅地と道路の接道部の緑化を推進しています。

生垣造成補助金交付件数　（単位：件）

年　度	18	19	20	21	22
件　数	0	2	1	3	3

資料：環境管理課

2

事 業 名	開発行為に伴う緑化指導
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

緑地を確保し、緑を増やすために、生垣、植栽、植樹を「緑の保全に関する条例」、「まちづくり条例」で指導しています。

開発等事業に伴う緑化指導

年度	18	19	20	21	22
届出件数(件)	27	21［１］	23	30	25
高木(本)	539	315	338	1,819	492
低木(本)	1,211	1,208	370	1,864	3,161
緑化面積(㎡)	2,798	3,496.5	2,242.1	6,119.93	3,308.08
屋上緑化面積(㎡)	0	0	0	0	0

［ ］は取り下げ件数　　資料：環境管理課

3

事 業 名	公園の設置と整備に関わる事業
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

評価基準
A

「緑の基本計画」に基づき、平成 30 年度の市民一人当たりの公園面積を 7.54 ㎡と定め、公園等の整備をし、緑をつくり、管理するとともに、武蔵野の面影を残す公園として、市民の意見を取り入れ、芝生広場、とんぼ池など自然に親しめる前原公園（12,535.52 ㎡）として平成 17 年４月に開園しています。

平成 22 年度は、新たに岩戸川南公園（都市公園）、松原西児童遊園が開園したことと、人口の減少によって、前年度に比べ一人当たりの公園面積にわずかに向上がみられました。

公園等の管理面積　　（年度末の実数）

年度	18	19	20	21	22
都市公園数(か所)	24	24	24	24	25
児童遊園数(か所)	50	50	49	49	49
都市公園面積(㎡)	103,848.70	103,685.75	103,685.75	103,668.07	103,887.07
児童遊園面積(㎡)	14,788.61	14,788.61	14,755.56	14,259.70	14,458.70
計	118,637.31	118,474.36	118,441.31	117,927.77	118,345.77
１月１日現在人口(人)	76,074	76,149	75,995	76,255	76,085
１人当り公園等面積(㎡)	1.56	1.56	1.56	1.55	1.56

資料：公園等面積　：環境管理課
　　人口　　：市民課

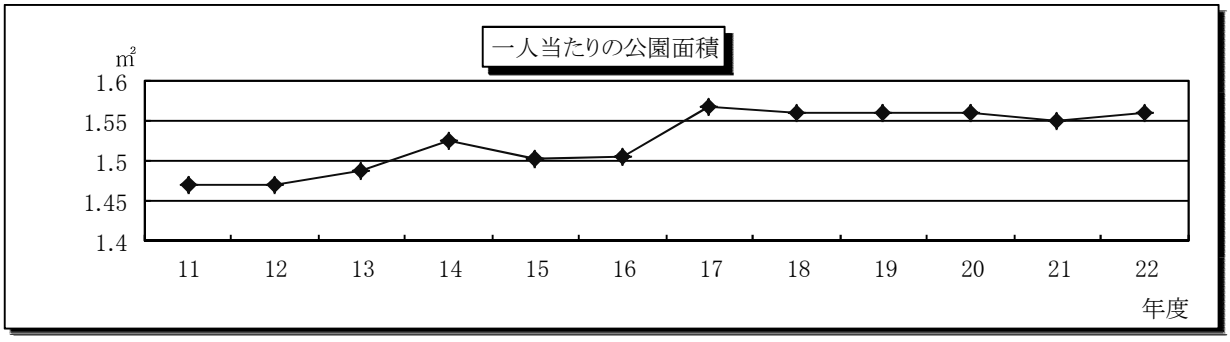

4

事 業 名	多摩川河川敷を活用した事業
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

評価基準
B

多摩川の優れた自然環境をふれあいの場として管理しています。

多摩川の活用状況　（単位：㎡）

管理地等	面積	備考
多摩川五本松樹林地	3,482.22	平成８年12月取得
自由広場（公園及びモニュメントの管理）	8,113.59	平成11年９月占用
狛江水辺の楽校	300,000.00	平成13年４月開校
タカの森(樹林地)	656.60	平成14年12月寄付
五本松水辺の楽校	12,000.00	平成15年５月開校

資料：環境管理課

5

事 業 名	市民協働による公園等の管理運営事業
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

評価基準
B

公園等の管理を地域住民に委ねることにより、緑に対する関心を高め、緑に親しみ大切にする意識を醸成するとともに、自然とのふれあいの場として環境の保全に努めています。

公園等の市民協働による管理状況　（単位：㎡）

公園名	面積	管理開始日
のびのび公園	1,884.93	平成９年12月１日から
弁財天池特別緑地保全地区	4,760.42	平成14年４月１日から
前原公園（とんぼ池公園）	12,535.52	平成12年４月１日から

資料：環境管理課

6

事 業 名	小緑地の確保
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係　道路管理係

評価基準
B

緑化を推進するため道路整備に伴う用地、公園の基準に当てはまらない公共用地に植栽をし、小緑地を確保しています。（道路街角５か所、ポケットパーク１か所）

③ 緑を大切にする心を育てる

1

事 業 名	緑化推進事業
担 当 部 門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

評価基準
S

都市緑化活動を促進するため、市民が緑に親しむ企画として、市民参加型の公園管理、園芸・生垣講習会、緑化相談を行っています。

緑の啓発　（単位：延べ人数）

年度	18	19	20	21	22
園芸講習会	―	―	15	8	20
緑化相談（内電話受付）	19（0）	12（0）	31（26）	13（0）	49（1）

資料：環境管理課

2	事 業 名	屋上緑化（見本展示）ブースの開設
	担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

評価基準
B

市内の緑化を一層推進し、地球温暖化対策の一環として、ヒートアイランド現象の緩和を図り、市民や市内事業者が屋上緑化を行う際に参考としていただけるよう、狛江駅前緑の三角広場に屋上緑化（見本展示）ブースを開設しています。

樹木の効用

植物は、空気中の二酸化炭素や汚染ガスを吸い込み、酸素を出し、汚染ガスを無害化する働きをします。

また、樹木の緑陰下の地表温度は何もない場所に比べ、夏は低く、冬場は高いことから、樹木等の緑は通年の気温変化幅を小さくする効果があることが確認されています。

＜緑ワーキンググループ＞（市民の取り組み）

・平成 12 年から始まった緑ワーキンググループの活動は 10 年続いています。市内に残された農地、樹林地、個人宅の生垣を調査し、それらの緑が私たちの暮らしやまちの景観を豊かにしていることを写真展などで訴えてきました。

・平成 20 年9月から、都道 114 号線（田中橋～世田谷通り）の買収残地の緑化計画案づくりに取り組みました。計画地が和泉多摩川緑地として指定されている地域であり、和泉多摩川駅方面から民家園へのアプローチともなることから、市内外の人たちの散策路として楽しんでいただけるよう、緑化のコンセプトと樹種を図面に描きました。多くの方の意見を反映するために市役所や公民館で緑ワーキンググループとしての素案を掲示し、また現地見学会などを行って意見をいただき、平成 21 年3月に最終案を提出しました。

・東京都北多摩南部建設事務所が市民案を真剣に受け止めてくださり、いくつかの改善点を提示、また市民から意見を出すという過程を経て、平成 22 年、都道 114 号線沿道緑化計画調書案になったことは、メンバーにとってうれしいことでした。計画づくりへの市民参加や緑地維持管理を通じた市民交流、特に「地域コミュニティーで育て、管理する花壇」という提案に、新たなコミュニティー空間創出の夢を重ねました。都道は平成 24 年3月完成予定です。維持管理への近隣住民、市民のかかわり方が今後の課題です。

Ｂ　水　「豊かな水辺と水循環のまち」

①　健全な水循環を回復する

野川にあっては、下水道の普及に伴い、平常時の河川水量が減少し、冬から春にかけて流水が枯れてしまうところが見られていることから、都では、水量が著しく減少している河川と位置付けています。都の行う対策として樹林地等の保全、緑化の推進、雨水浸透施設の設置等、流域の保水能力の復元をあげています。

市としては健全な水循環を主眼に、雨水の地下浸透を促進する必要があることから、雨水浸透ますの設置、浸透性舗装の推進、公共施設における雨水貯留施設の設置を推進しています。

1

事業名	水環境循環事業
担当部門	建設環境部　下水道課　下水道管理係 （上水は H22 年度東京都水道局へ移管）

評価基準
D

雨水浸透ます助成状況

年度	18	19	20	21	22
一般申請件数	32 件	20 件	11 件	14 件	5 件
助成対象数（累計）	32（667）基	20（687）基	35（722）基	52（774）基	18（792）基
市補助額(内都助成額)	1,228（241）千円	880（０）千円	1,430（０）千円	2,392（０）千円	848（210）千円

資料：下水道課

2

事業名	開発行為等に伴う雨水浸透施設設置事業
担当部門	建設環境部　下水道課　下水道管理係　都市整備課　用地整備係 （上水は H22 年度東京都水道局へ移管）

評価基準
C

まちづくり条例等に基づき、開発事業者等に雨水浸透施設の設置を指導し、水循環を促進しています。

雨水浸透施設の設置状況

年度	18	19	20	21	22
浸透ます（基）	194(2,351)	187(2,538)	183(2,721)	285(3,006)	164(3,170)
浸透トレンチ（m）	594.9(6,888.15)	596.64(7,484.79)	498.01(7,982.80)	531.9(8,514.70)	567.65(9,082.35)
浸透舗装（㎡）	175(19,460)	837（20,297)	0(20,297)	1,079(21,376)	501(21,877)
道路浸透舗装（㎡）	655(22,161)	778（22,939)	1,259(24,198)	1,675(25,873)	1,636(27,509)

※各欄（　　）は累計　　資料：下水道課・都市整備課

※浸透ます　　：多孔形式の雨水ますで、底部と側面に充填した砕石を通して、屋根などから集水した雨水を地表近くから地中に浸透させるものです。

※浸透トレンチ：掘削した溝に砕石を敷き詰め、その中に溜めますと連結した有孔管・多孔管等を敷設した施設で、屋根等からの雨水がトレンチの不飽和帯を通して地中に浸透する構造です。

3	事　業　名	井戸の揚水量報告
	担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

評価基準
C

地盤沈下の抑制を目的として地下水の揚水規制がなされ、地盤沈下がくい止められている。

地下水揚水量（環境確保条例に基づく）　（単位：本、㎥）

年	井戸本数	18	19	20	21	22
工場	2（2）	45,865	24,564	13,835	15,185	11,988
指定作業場	11（8）	172,544	171,329	174,256	165,069	162,136
上水道	6（1）	784,700	839,300	786,500	711,700	987,800
一般	5（5）	2,647	4,755	4,816	4,899	4,792
計	24(16)	1,005,756	1,039,948	979,407	896,853	1,166,716

※井戸本数欄（　）は事業所数　　資料：環境管理課

井戸本数

井戸	井戸本数（本）	備考
震災対策指定井戸	67	
下水道課届出井戸	30（58）	28 本が震災対策指定井戸等と重複しています。
環境確保条例届出井戸	8	
湧水井戸他	31	
井戸実数	135	

資料：安心安全課・環境管理課・下水道課

4	事 業 名	雨水の有効活用
	担当部門	教育部　学校教育課 建設環境部　清掃課　環境管理課

評価基準
B

貯留した雨水は、敷地内の散水やトイレの流し水、災害の発生時には貴重な生活用水や防火用水など、渇水及び洪水対策、防災対策という役割があることから、公共施設における雨水の有効利用として、雨水貯留槽を設置しています。

雨水利用設備　（単位：㎥）

施設	雨水貯留槽	用　　途	管理
和泉小学校	63	校庭散水、屋上緑化の潅水	学校教育課
狛江第一小学校	250	校庭散水、トイレ洗浄	
緑野小学校	200	トイレ洗浄、屋上緑化の潅水	
狛江第五小学校	79	屋内運動場（体育館）屋上散水	
ビン・缶リサイクルセンター	24	床洗浄	清掃課
岩戸児童センター	152	せせらぎ	環境管理課

年間降雨の状況

年度	降雨日数（日）	降雨量（㎜）	日最大降雨量（㎜）	起日（日）	最大１時間降雨量（㎜）	起日（日）
21	114	1,455.0	116.0	21/10/８	35.5	21/８/24
22	106	872.5	100.5	22/12/３	40.5	22/12/３

測定場所：市役所屋上

② 自然で親しみやすい水辺をつくる

評価基準
A

1

事　業　名	水辺の楽校
担 当 部 門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

水辺の楽校は多摩川を身近な自然教育の場として活用し、川を核とした地域社会の中で、心身たくましい子どもを育てていこうとする「自然体験プロジェクト」で、国土交通省の認可（平成13年1月31日）を得て、平成13年４月１日に開校しました。

主な事業として野鳥観察会、春秋の七草観察会、樹木マップづくり、化石調査、水辺の生き物観察会、昆虫観察会、川の安全指導講習会、源流体験等を行います。

水辺の楽校参加者

年度	18	19	20	21	22
事業数	31	41	45	45	48
延べ参加者数（人）	1,363	2,014	3,022	4,762	4,836

資料：環境管理課

2

事　業　名	せせらぎの管理
担 当 部 門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

評価基準
B

せせらぎの整備状況　（単位：㎡）

名称	面積	備考
西野川せせらぎ	782.00	平成２年４月開設
西河原自然公園せせらぎ	102.45	平成３年４月開設
岩戸川せせらぎ	1,050.00	平成４年６月開設

資料：環境管理課

③ 水を大切にする心を育てる

1

事　業　名	節水の推進
担 当 部 門	建設環境部　下水道課　下水道管理係 （上水は H22 年度東京都水道局へ移管）

評価基準
B

節水の広報活動として、毎年、環境月間に開催されるイベントに合わせて、市民ひろばにおいて、「水道なんでも相談」コーナーを設け、節水を呼びかけるとともに、家庭用雨水貯留タンクの助成金のＰＲをしています。

2

事　業　名	水道水の各家庭･事業所等への配水
担 当 部 門	建設環境部　下水道課　下水道管理係 （上水は H22 年度東京都水道局へ移管）

評価基準
C

市内の井戸水源（５か所）から取水した地区水（水源井）と都（多摩川・利根川荒川系）からの浄水（都水）とを混合して各家庭へ水道水として配水しています。

配水量状況　（単位：㎥）

年度	地区水	都水	配水量
18	907,350	7,433,500	8,340,850
19	811,710	7,491,040	8,302,750
20	788,100	7,384,900	8,173,000
21	641,200	7,532,600	8,173,800
22	1,133,700	7,163,900	8,297,600

資料：　東京都水道局

水ワーキンググループ（市民の取り組み）

「私達が描く狛江の水路の復活像」を求め、市内外の先進事例や、旧水路の見学会として、二ケ領用水･久地円筒分水の見学を行い、水路の復活に向け話し合いました。

また、「雨水の有効利用」を進めるために、市内において、雨水貯留タンクや雨水浸透升の設置･普及に向けた活動をしました。以前水ワーキングからの提案が実現し設置された、緑野小学校の雨水貯留タンクと、前原公園（とんぼ池公園）の雨水タンクの利用状況のヒアリングを行い、今後の進め方や、改善について話し合いました。また、狛江第六小学校における雨水利用状況のヒアリングと、市が購入した旧清水川跡緑地の見学を3月に予定していたが、震災の影響で次年度へ延期されました。

平成14年にメンバーが修正を行った狛江市における水収支図について、一部見直しを行いました。

C　生態系　「生き物にも棲みよいまち」

①　生き物に配慮する

評価基準
D

1

事 業 名	カラスとの共存
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

毎年、4 月から 7 月の繁殖期になるとカラスが人を襲う被害が発生します。これは、人が巣に近づいたり、巣から落ちたヒナを捕まえようとしたため、親鳥がヒナを守ろうとして、人に威嚇や攻撃をするために起こります。

本来、共存していかねばならない生物に対しての苦情数が増え、カラスの巣の撤去件数が増えたことにより、評価としてはDとしていますが、公園等の公共の場の適切な管理のためやむを得ず行っています。

カラスによる苦情

年度	18	19	20	21	22	備考
苦情件数	11	9	2	1	3	
巣の撤去数	9	21	12	2	5	公園等の管理上

※巣の撤去は鳥獣保護法の許可を取得して実施　　資料：環境管理課

2

事 業 名	とんぼ池の観察
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

とんぼ池で観察されたトンボ　　（単位：頭）

年度 / 科	20	21	22	備考
ギンヤンマ	30	35	25	
クロスジギンヤンマ	36	50	53	
マルタンヤンマ	12	7	5	
シオカラトンボ	138	95	88	
オオシオカラトンボ	39	56	33	
ショウジョウトンボ	19	19	38	
アカネトンボ	18	24	13	
計	292	286	255	

資料：（とんぼの会観察日記より）

3	事 業 名	弁財天池特別緑地保全地区の観察
	担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

弁財天池特別緑地保全地区の観察

年度	種類	名　称
平成 22 年度	植物	ツバキ、ウメ、スイセン、バイモ、ウワミズザクラ、ゲッケイジュ、シモクレン、フジ、ハルジオン、ニリンソウ、ムラサキケマン、ギンラン、アメリカスミレサイシン、シラー、ヤエムグラ、ミドリハコベ、カントウタンポポ、セイヨウタンポポ、ヘビイチゴ、ミゾイチゴツナギ、ヒメコウゾ、シラスゲ、ヂンバリ、トウバナ、ドクダミ、ムラサキカタバミ、ナガミヒナゲシ、タイサンボク、ミズヒキ、ツユクサ、キツネノマゴ、ヤブラン、ヒガンバナ、アメリカイヌホオズキ、ヒヨドリジョウゴ、サザンカ、チャ、タチツボスミレ、カラスノエンドウ、コブシ、ツルウメモドキ、ショカツサイ、シナヒイラギ、ハクモクレン、カヤ、ヤブミョウガ、ツルウメモドキ、ユズ、キランソウ、ユキノシタ、ヒメジオン、ヘクソカズラ、キツネノマゴ、ヨウシュヤマゴボウ、エンジュ、タラ、センダン、クサギ、ヤブマオ、イロハモミジ、イイギリ、アカメガシワ、イタヤカエデ
	虫	モンシロチョウ、スジグロシロチョウ、クロアゲハ、アゲハチョウ、アオスジアゲハ、キチョウ、ヤマトシジミ、ウラギンシジミ、ムラサキシジミ、アカボシゴマダラ、ヒメジャノメ、コミスジ、オオアオイトンボ、アブラゼミ、ミンミンゼミ、ツクツクホウシ、コカマキリ、ハラビロカマキリ、テントウムシ、オンブバッタ、クサキリ、クビキリギス、セスジツユムシ、アオバハゴロモ、ヒメホシカメムシ、アカスジキンカメムシ、マダラスズ、カネタタキ、チビタマムシの一種、チビタマムシ、ジョロウグモ
	鳥	ヒヨドリ、マガモ、カルガモ、シジュウカラ、ウグイス、メジロ、オナガ、モズ、キジバト、ワカケホンセイインコ、ハシブトガラス
	菌類	アラゲキクラゲ、ニガクリタケ、コフキサルノコシカケ

資料：（保存地区市民の会観察記録より）

②　棲息域を保全・回復・創造する

1	事 業 名	公園等へのビオトープの整備
	担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

ビオトープの整備　（単位：㎡）

公園名	面積	備考
前原公園（とんぼ池）	12,535.52	平成 12 年３月開設（平成 16 年度二期工事完了）
弁財天池特別緑地保全地区（ひょうたん池）	4,760.42	平成 14 年４月開設

資料：環境管理課

③ 地域の自然を知る

1

事 業 名	河川の調査
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

評価基準
S

多摩川・野川とも環境基準(5,000MPN/100mℓ)を超えてはいるものの、大腸菌群数は大幅な改善がみられます。

生物化学的酸素要求量(BOD)値で、ヤマメ・イワナ等 は２mg/ℓ以下，　アユ･サケ等は３ mg/ℓ以下，コイ ・フナ等は５mg/ ℓ 以下であること が必要とされています。

※年２回（６月と 12 月）計測した水質データの平均値を記載しています。

多摩川の水質

年度	18	19	20	21	22
水素イオン濃度 (pH)	7.9	8.0	7.9	7.9	7.8
溶存酸素量(mg/ℓ)	10.5	9.3	10.4	10.4	10.0
生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	1.0	1.2	1.4	0.7	1.2
大腸菌群数(MPN/100mℓ)	15,500	18,150	10,950	18,950	6,650

測定地点：二ヶ領堰下流世田谷区境
測　　定 ：環境管理課

野川の水質

年度	18	19	20	21	22
水素イオン濃度 (pH)	7.5	7.6	7.4	7.6	7.6
溶存酸素量(mg/ℓ)	12.1	11.4	9.4	10.3	9.1
生物化学的酸素要求量(mg/ℓ)	1.5	1.0	1.3	0.7	1.1
大腸菌群数(MPN/100mℓ)	12,450	63,500	56,000	73,500	7,950

測定地点：谷戸橋
測　　定 ：環境管理課

2

事 業 名	合流式下水道の改善
担当部門	建設環境部　下水道課　下水道管理係

評価基準
B

公共用水域へ雨天時に未処理下水が排水されることにより、環境に与える負荷が大きいことから、家庭雑排水と雨水が一緒に流れる合流式下水道からの雨天時の放流水対策を進める。

改善目標

①放流水の汚濁負荷を分流式下水道並以下にする。

②雨天時の未処理下水の放流回数を半減する。

③吐口からのきょう雑物の流出防止をする。

達成目標

平成 25 年度

D　ネットワーク　「水と緑を歴史でつなぐまち」

①　環境資源をネットワークによって保全する

「都市計画マスタープラン」・「緑の基本計画」により野川緑地公園、岩戸川緑地公園を中心として、神社仏閣林や雑木林、古墳等の樹林、民有地の緑、農地を活かした緑のネットワークで多摩川と野川を結びつなげる緑道網の整備を進めています。

1　事業名　緑道等の管理
担当部門　建設環境部　環境管理課　環境整備係

評価基準
B

緑道公園の整備状況　（単位：㎡）

名称	面積	備考
野川緑地公園	23,355.65	昭和50年３月開設
岩戸川緑地公園	12,380.54	昭和55年３月開設
新岩戸川緑地公園	(921.59)	昭和63年４月開設

資料：環境管理課

2　事業名　埋蔵文化財の発掘
担当部門　教育部　社会教育課　文化財担当

住宅都市に眠る古代の歴史をひもといています。

埋蔵文化財の発掘　（単位：ヶ所）

年度	18	19	20	21	22
試　掘	8	8	7	8	7
本調査	2	3	4	4	0
計	10	11	11	12	7

資料：社会教育課

3　事業名　市民協働による文化財施設管理
担当部門　教育部　社会教育課　文化財担当

評価基準
C

文化財施設管理

市指定文化財である旧荒井家住宅主屋を移築・復元し、平成14年度に古民家園（むいから民家園）として開園しました。平成21年度には旧高木家長屋門が移築・復元されています。平成18年４月１日より指定管理者として市民団体である運営市民協議会を指定し、公開しています。

むいから民家園入園者　（単位：人）

年度	18	19	20	21	22
入園者数	23,783	29,196	25,403	31,357	28,037

資料：社会教育課

4	事 業 名	文化財ノートの発行
	担当部門	教育部　社会教育課　文化財担当

文化財ノートの発行

年度	番号	名　　称
平成 11 年度	№14	和泉式土器とその時代
	№15	歳神さまとお飾り
平成 12 年度	№16	狛江の原始・古代の住まいⅠ
	№17	狛江の原始・古代の住まいⅡ
平成 13 年度	№18	狛江の地蔵信仰Ⅰ
	№19	狛江の地蔵信仰Ⅱ
平成 14 年度	№20	狛江市指定文化財　荒井家住宅主屋
	№21	小正月の行事―賽の神―
平成 15 年度	№22	狛江の念仏講Ⅰ
	№23	狛江の念仏講Ⅱ
平成 16 年度	№24	狛江の庚申講
	№25	弥生時代のはじまりと展開―古墳出現前夜の様相―

※平成 17 年度から発行を見合わせている。　　資料：社会教育課

Ｅ　エネルギー　「エネルギーを大切にするまち」

①　エネルギーの消費を減らす

地球環境への負荷軽減と、経費節減のため、省エネルギー対策を進めています。

1	事 業 名	太陽光発電・風力発電導入事業
	担当部門	教育部　学校教育課

評価基準
A

環境にやさしい校舎をめざして、市内小中学校に太陽光発電設備や風力発電設備の設置を進めています。発電された電気は校内の照明等に利用しています。発電の状況は、校舎内の表示装置に示され、環境学習への教材利用も期待しています。

平成 22 年度は狛江第三小学校、狛江第六小学校にそれぞれ 20kW の発電力のある太陽光パネルが設置されました。

2	事 業 名	街路灯等の設置
	担当部門	建設環境部　環境管理課　道路管理係

街路灯等の設置　（単位：基）

年度	18	19	20	21	22
市管理灯	4,071	4,165	4,204	4,285	4,308
自治会等管理灯	254	254	254	263	267
緑地照明灯	116	116	116	116	116
公園照明灯	114	115	115	115	115
堀上緑道	17	17	17	17	17
野川サイクリング道路	47	47	47	47	47

資料：環境管理課

②　エネルギー効率のよいまちをめざす

1	事 業 名	電気・ガス・水道使用における二酸化炭素排出量
	担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

評価基準
C

各家庭、企業者、商業者等へ省エネ、緑化等の環境への配慮の啓発を進めます。

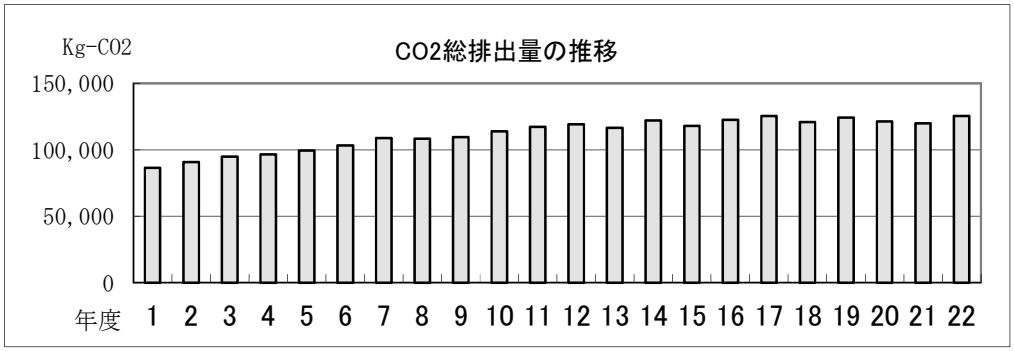

市内の二酸化炭素排出量の推移 （単位： kg-CO_2）

年度	18	19	20	21	22
CO_2	121,020.35	124,325.24	121,306.85	119,980.99	125,521.47

※東京電力㈱・東京ガス㈱・東京都水道局の提供資料により算出

2	事 業 名	住宅等建設戸数・床面積・世帯数・人口の推移
	担当部門	市民生活部　課税課　固定資産税係　　市民課　住民記録係

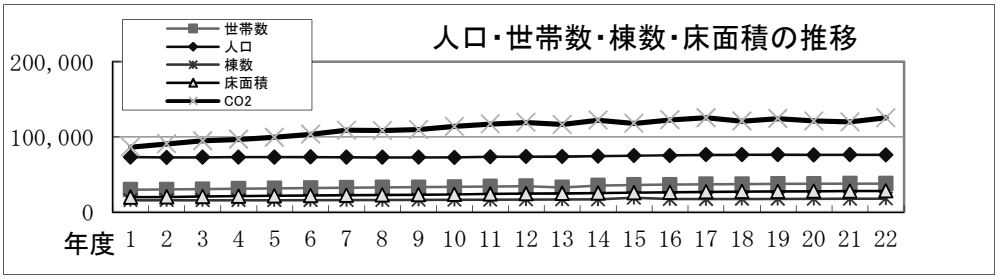

住宅等の家屋数の推移 （単位：㎡）

年度	単位	18	19	20	21	22
非木造	棟	3,528	3,587	3,632	3,647	3,696
	㎡	1,295,548	1,304,232	1,315,895	1,320,695	1,339,872
木　造	棟	13,822	13,903	13,939	13,985	14,054
	㎡	1,433,254	1,441,561	1,447,660	1,456,029	1,466,656
計	棟	17,350	17,490	17,571	17,632	17,750
	㎡	2,728,802	2,745,793	2,763,555	2,776,724	2,806,528

※棟数：所有者別棟数　　資料：課税課

3	事 業 名	太陽発電の市内の設置状況調べ
	担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

評価基準
S

太陽光発電の設置状況　（単位：軒）

	累計	18. 7.30	19. 7.30	20. 8.31	21. 3.31	22. 3. 31	23. 3. 31
設置	236	43	13	3	3	77	97

※公共施設を含む。

建物の省エネルギー対策（ESCO 事業）

①運用改善　設定温度の見直し・無駄運転の発見・蒸気漏れの修繕・エネルギー適正管理など
②設備改善　冷温水・冷却ポンプや空調機ファンの適正化・照明照度の適正化・照明安定器の効率化など
③設備改善　経年変化した熱源機器や空調機・変圧器等の熱負荷を見直す・エネルギー転換も含めて考慮し、最新の高効率機種の導入など

＜エネルギーワーキンググループ＞（市民の取り組み）

地球温暖化防止を基本テーマにして、月例会で学習を行うとともに市民への啓発活動ならびに市政への提言を行っています。
・地球温暖化防止をテーマにして作成したパネルは6月の環境月間ならびに 10 月の消費生活展「くらしフェスタこまえ」の場で掲示し、啓発活動に活用しました。
・緑野小学校の太陽光発電設備を視察見学し、出力表示板の活用について、日、月、年単位の発電実績や省エネルギー効果などが表示でき、学校教育だけでなく広く市民にもアピールできるような総合表示板にしてはどうか等の提言を行いました。

Ｆ　ごみ「資源循環を実践するまち」

①　ごみになるものはつくらない、売らない、買わない

ごみは捨てられ、焼却されることにより大気や自然を汚します。企業者、商業者、消費者が一体となってごみを資源として活用する、再利用するなどの制度を確立し、「一般廃棄物処理基本計画」により資源の循環を図ります。

1	事 業 名	ごみの減量化対策
	担当部門	建設環境部　清掃課　業務係

評価基準
A

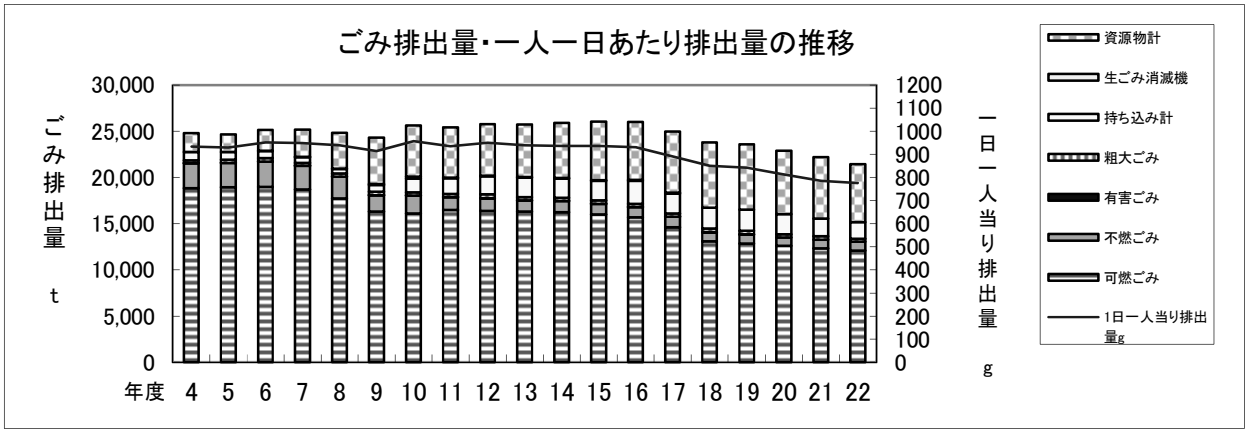

一人１日あたりごみ排出量　　（単位：ｇ／人）

年度	18	19	20	21	22
排出量	850.9	842.5	813.1	785.9	765.3

資料：清掃課

「一人１日あたりのごみ排出量」に関連する施策

・ごみ半減推進審議会の開催（13 年度７回、14 年度 12 回、15 年度９回、16 年度８回, 17 年度６回、18 年度６回、19 年度６回、20 年度１回、21 年度７回、22 年度５回）
・ごみ半減新聞の発行（３回／年、臨時発行号１回含む）※平成 22 年度は４回／年発行

② リユース・リサイクルを進める

1

事 業 名	リユース・リサイクルの推進
担当部門	建設環境部　清掃課　業務係

評価基準
B

ごみ処理金額　　（単位：千円）

年度	18	19	20	21	22
処理金額	1,651,514	1,462,775	1,416,774	1,460,451	1,446,584

※処理金額は歳出決算額からし尿処理費を除いた額　　資料：清掃課

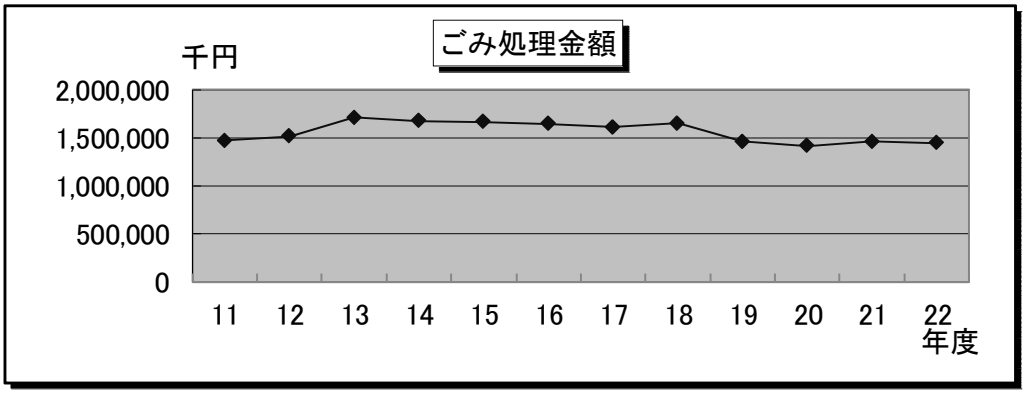

2

事 業 名	不要品交換コーナー
担当部門	市民生活部　地域活性課　地域振興係

評価基準
B

市役所２階ロビーに交換コーナーを設置し、市民が「譲ります」「譲ってください」の情報を紙ベースで提供しています。その情報を市でカード化し、情報コーナーでの閲覧や市のホームページで検索し、市民間で交換されることにより、ごみ減量・リサイクルが図られています。

3

事 業 名	リサイクル活動の支援・マイバック運動の推進
担当部門	市民生活部　地域活性課　地域振興係 建設環境部　清掃課　業務係

評価基準
B

・市民ひろばにおいて毎月商業者の手により催されている楽市の一角には、市民フリーマーケットが開かれています。
・マイバック運動の推進により、レジ袋の使用を減らします。

4

事 業 名	古紙等の拠点回収
担当部門	建設環境部　清掃課　業務係

拠点回収量　（単位：t）

年度	18	19	20	21	22
新　　聞	22	24	20	14	13
雑 誌 等	108	107	94	83	52
段ボール	151	136	163	142	78
古　　布	1	3	2	2	3
牛乳パック	1	1	1	1	1
機密文書	22	27	19	28	23
計	305	298	299	270	170

資料：清掃課

5

事 業 名	ペットボトル回収
担当部門	建設環境部　清掃課　業務係

ペットボトル回収量　（単位：ｔ）

年度	18	19	20	21	22
回収量	237	241	232	230	219

資料：清掃課

6

事 業 名	植木せん定枝の処理状況
担当部門	建設環境部　清掃課　業務係

せん定枝の回収チップ化

年度	18	19	20	21	22
件数(件)	4,914	4,431 (内竹 146)	4,706 (内竹 134)	4,648 (内竹 141)	4,656 (内竹 110)
回収量(t)	145	115	120	130	136

※19 年度から竹の回収も開始　　資料：清掃課

7

事 業 名	資源物集団回収
担当部門	建設環境部　清掃課　業務係

集団回収の推移

年度	18	19	20	21	22
団体数	80	84	90	97	105
回収量（t）	1,530	1,594	1,624	1,546	1,498

資料：清掃課

8

事 業 名	粗大ごみ収集処分
担当部門	建設環境部　清掃課 業務係

評価基準
C

粗大ごみの収集処分

年度	18	19	20	21	22
件数(件)	14,704	15,192	15,997	15,696	16,474
取扱数(点)	42,288	41,550	42,917	45,302	46,665

資料：清掃課

9

事 業 名	生ごみ等の堆肥化の促進
担当部門	建設環境部　清掃課　業務係

評価基準
B

生ごみの減量の一環として集合住宅・事業所の協力により生ごみの堆肥化を促進しています。また、一般家庭での生ごみ処理機購入に掛かる費用を助成しています。

集合住宅・事業所の生ごみの自己処理

年度	18	19	20	21	22
処理量(t)	95	91	92	83	74

資料：清掃課

10

事 業 名	市の施設における生ごみの堆肥化
担当部門	教育部　学校教育課　学事給食係　総務部　総務課　庶務統計係 児童青少年部　児童青少年課　保育係

給食などで生じる生ごみの資源化を推進するため、小学校・庁舎に生ごみ処理機を設置しています。また、資源化ではありませんが、保育園にも生ごみ処理機を設置し、可燃ごみを減量しています。

市の施設における生ごみ投入量　　（単位：ｔ）

年度	18	19	20	21	22
狛江第一小学校	6.50	6.57	5.69	4.99	5.55
狛江第三小学校	8.13	8.35	7.83	7.27	5.58
狛江第五小学校	7.09	7.27	6.93	6.38	4.52
狛江第六小学校	8.26	6.76	7.04	6.08	6.55
和泉小学校	11.37	8.81	6.28	6.98	6.64
緑野小学校	5.17	5.47	6.06	6.54	4.24
和泉保育園	2.48	2.52	2.76	1.54	1.38
藤塚保育園	2.46	2.46	2.70	1.79	1.22
駒井保育園	2.36	2.30	2.79	1.27	1.32
駄倉保育園	2.52	2.54	3.09	2.12	1.55
宮前保育園	2.40	2.46	3.69	1.49	1.97
三島保育園	1.56	1.62	1.95	1.57	1.71
庁舎(食堂)	3.00	1.65	1.58	1.66	1.61
合計	63.30	58.78	58.39	49.67	43.84

＜ごみ減量ワーキンググループ＞（市民の取り組み）

市民農園で、生ごみを堆肥化し、減量するテストをしています

ごみ処理には多額の税金を使っています。特に生ごみは水分が多いので助燃材（化石燃料）を使いますから多量のCO_2を排出しています。そこで、生ごみを堆肥化したらどのくらいの利益を得られるだろうかと、平成 22 年度から設けられた市民農園堆肥区画の利用者の協力を得て、テストをしてみました。

① その結果、8世帯が5ヶ月間に生ごみを堆肥化することで、
4月＝66.6kg　5月＝76.0kg　6月＝60.4kg　7月＝67.7kg　8月＝68.0kg
合計 338.7kg と、5ヶ月間に 338.7kg もの生ごみを減らせることができました。
② それは、平成 21 年度の焼却費が1kg あたり 72.33 円だったのと今年も同じであると考えて計算したら、24,498 円もの税金を節約したことになりました。
③ また、生ごみを焼却するときに使う助燃材（化石燃料）も、生ごみ1トンに対しCO_2が約 100kg 発生することを考えると、33.87kg のCO_2を削減したことになりました。
④ そのうえ6月になると、シソ、キュウリ、ミニトマト、ナス、エダマメ、シシトウなど新鮮な野菜が、生ごみの入った元気な土から収穫でき、安全・安心でおいしい野菜を食べることができました。

こうした営みが、市内に大きく広がり、可燃ごみを減らすとともに、温暖化防止に少しでも役立ってくれればと願っています。

③ 適正な処理・処分を行う

1

事 業 名	放置自転車再利用事業
担当部門	建設環境部　環境管理課　道路管理係

放置自転車リサイクル

年度	18	19	20	21	22
台	115	95	88	89	44

資料：環境管理課

2

事 業 名	建設廃材等の再利用の促進
担当部門	建設環境部　　下水道課 下水道管理係　都市整備課　用地整備係

建設廃材等の再資源の状況

年度	再生資源の利用状況				再生資源の排出状況			
	改良土	砕石	ｱｽﾌｧﾙﾄ合材	スラグ	発生土	ｺﾝｸﾘｰﾄ塊	ｱｽﾌｧﾙﾄ塊	備考
18	821.4m³	888.3m³	711.0t	205.3m³	1,477.6m³	140.3t	813.6t	下水道管理係
	85.5m³	1,596.0m³	749.8t	53.3m³	1,312.0m³	154.3t	410.6t	用地整備係
	1,136.0m³	741.5m³	969.5t	0.0m³	954.2m³	13.2t	1,033.0t	工務係
19	429.0m³	293.0m³	302.7t	107.3m³	478.5m³	113.9t	303.4t	下水道管理係
	56.3m³	1,720.5m³	1,194.9t	40.2m³	1,274.5m³	340.5t	1,487.0t	用地整備係
	533.7m³	675.3m³	761.8t	0.0m³	365.0m³	0.5t	718.5t	工務係
20	619.0m³	320.8m³	341.0t	155.0m³	830.5m³	105.5t	465.5t	下水道管理係
	80.5m³	3,084.6m³	1,482.0t	71.5m³	1,380.5m³	395.1t	1,651.9t	用地整備係
21	1,124.0m³	524.5m³	561.0t	371.0m³	1,658.2m³	182.2t	527.1t	下水道管理係
	93.0m³	1,639.4m³	1,128.8t	56.8m³	1,416.0m³	516.3t	1,421.5t	用地整備係
22	731.0m³	961.6 m³	1,245.8t	183.0 m³	1,088.5 m³	192.9t	573.4t	下水道管理係
	79.5 m³	2,253.8 m³	1,607.1 t	63.97 m³	790 m³	504.1 t	1,445.8 t	用地整備係

※平成 20 年度より水道課工務係の業務は都へ移行した。

再生砕石の使用(道路工事)：路盤発生材やコンクリート発生材を再生骨材に使用する。

粒状改良土の使用(道路工事)：建設工事により発生する土砂をプラントで改良し、埋め戻し用に使用する。

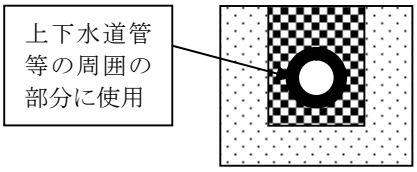

スラグの利用：多摩川衛生組合でごみ焼却灰を溶融し、ガラス状の固型物を細かく砕いて粒子化した固型物で、埋め戻しや粒状改良土に使用する。

3 事 業 名 | 除籍資料リサイクル提供
担当部門 | 教育部　図書館　図書サービス係

評価基準
S

図書館等の除籍資料をリサイクルしています。

除籍資料リサイクル提供　（単位：冊）

年度	18	19	20	21	22
一般書	5,108	5,204	5,358	4,143	5,494
児童書	2,765	1,736	3,952	2,862	5,075
雑　誌	2,151	2,099	2,023	1,979	1,809
合　計	10,024	9,039	11,333	8,984	12,378

資料：図書館

④ ごみに関する知識や、取り組みを広げる

1 事 業 名 | 消費生活展
担当部門 | 市民生活部　地域活性課　地域振興係

評価基準
B

消費者、事業者、行政が連携して、暮らしの中での身の回りのことを振り返って考え直す啓発イベントとして、昭和49年より毎年秋に消費生活展を実行委員会形式で開催しています。その中で、「狛江市のごみ減量」について様々な角度、視点から、その減量対策について具体的な取り組みの提案を市民に向けて発信しています。

2 事 業 名 | ごみ半減新聞の発行
担当部門 | 建設環境部　清掃課　業務係

評価基準
A

ごみ半減新聞は、平成７年からごみの出し方、一人当たりのごみの量・ごみ処理経費、また中間処理施設、最終処分の負担金等、多岐にわたり掲載しています。

⑤ ごみのない、美しいまちをつくる

1 事 業 名 | 多摩川統一清掃
担当部門 | 建設環境部　清掃課　業務係

多摩川統一清掃　（単位：kg）

年度	18	19	20	21	22
可燃ごみ	880	1,550		580	632
不燃ごみ	150	540		420	220
ビン	17	30		81	19
缶	42	50		138	30
ペットボトル	20	15		41	18
合計	1,109	2,185		1,260	919
参加人数（人）	2,047	2,060		1,776	1,936

※20年度は護岸改修工事により中止　資料：清掃課

2	事 業 名	野川美化清掃
	担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

野川環境向上実行委員会が中心となり、市民、市内事業者、沿川の自治会・町会、学校の環境学習の一環として小学生の協力により、野川の清掃を平成16年度より実施しています。

野川美化清掃

年度	18	19	20	21	22
回収量（kg）	60	110	130	300	60
参加人数（人）	149	188	176	163	169

資料：環境管理課

Ｇ　公害　「みんなが安心して暮らせるまち」

①　典型７公害を未然に防止する

評価基準
D

1 事 業 名 ｜ 公害苦情処理
担当部門 ｜ 建設環境部　環境管理課　環境整備係

住民の最も身近な行政機関である市には、市民から多くの苦情相談が寄せられます。発生源としての工場(事業場)・指定作業所に対する苦情はほぼ横ばいで、建設作業に伴う苦情は若干増えていますが、一般家庭を対象とした苦情が大幅に増えています。

また、苦情の内容としては騒音がトップで、物の焼却に伴う煙(ばい煙)については小型焼却炉や野外焼却の規制により減少してきています。

最近社会問題となっているカラス被害の相談、空地や空家の管理の不徹底による雑草の繁茂や樹木の枝葉の越境問題が増加傾向にあります。

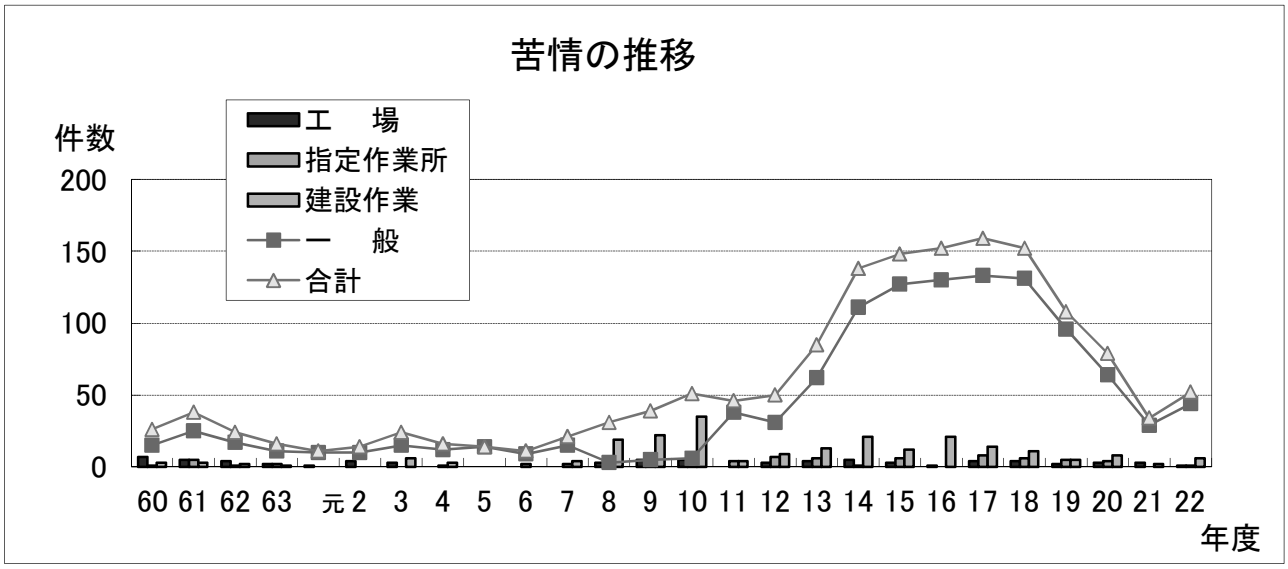

公害苦情相談の状況(平成 22 年度)　　(単位：件)

種類＼発生源		工場	指定作業所	建設作業	一般	合計
典型７公害	大気汚染				5	5
	土壌汚染					
	騒　音		1	4	8	13
	振　動				1	1
	地盤沈下					
	悪　臭	1		2	3	6
	水質汚濁				1	1
そ の 他					26	26
計		1	1	6	44	52

※ () 低周波騒音

現象別苦情の推移 （単位：件）

年度		18	19	20	21	22
典型7公害	大気汚染	27	2	3	－	5
	土壌汚染	－	－	－	－	-
	騒　　音	19（1）	25（1）	19（1）	5	13
	振　　動	－	－	－	－	1
	地盤沈下	－	1	－	－	-
	悪　　臭	11	7	3	2	6
	水質汚濁	－	1	－	－	1
そ　の　他		95	72	54	27	26
合　計		152（1）	108（1）	79（1）	34	52

※（）低周波騒音

発生源別苦情の推移 （単位：件）

年度	18	19	20	21	22
工　　場	4	2	3	3	1
指定作業場	5（1）	5	4	－	1
建設作業	11	5	8	2	6
一　　般	132	96（1）	64（1）	29	44
合　　計	152（1）	108（1）	79（1）	34	52

※（）低周波騒音

生活騒音の特徴

・近隣の限られた人たちだけに迷惑をかけます。
・お互いに被害者にも加害者にもなります。
・被害感は騒音の大きさだけでなく、加害者とのつき合い程度にも影響されると言われます。
・法律や条例で規制することが難しいものです。

② その他の公害を防止する

1

事 業 名	大気環境の調査
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

評価基準
B

事業活動、市民生活、自動車の運行等により大気中に排出されている主な物質は硫黄酸化物(SOx)、一酸化炭素(CO)、炭化水素(HC)、窒素酸化物(NOx)、ダイオキシンなどがあります。また、これらの物質には環境基準として人の健康を保護し、生活環境を保全する上で望ましい環境上の基準が定められています。そのうち市では二酸化窒素(NO_2)、一酸化窒素(NO)、浮遊粉じん（SPM)、二酸化硫黄(SO_2)、一酸化炭素(CO)の測定を行っています。(SPM/SO_2、H22 年度 7 月測定終了）詳細については、67 ページ以降のⅤ平成 22 年度環境調査結果を参照してください。

大気の測定結果（年平均）

年度 物質名	18	19	20	21	22	環境基準値（参考）
NO_2(ppm)	0.025	0.024	0.023	0.020	0.023	一時間値の一日平均値が 0.04～0.06ppm、またはそれ以下であること
NO(ppm)	0.013	0.010	0.008	0.007	0.007	
SPM(mg/m³)	0.029	0.028	0.030	0.022	－	一時間値の一日平均値が 0.10 mg/㎥以下であり、かつ一時間値が 0.20 mg/㎥であること
SO_2(ppm)	0.016	0.006	0.009	0.015	－	一時間値の一日平均値 0.04ppm 以下であり、かつ、一時間値が 0.1ppm 以下であること
CO(ppm)	0.36	0.43	0.40	0.41	0.36	一時間値の一日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること

資料：環境管理課

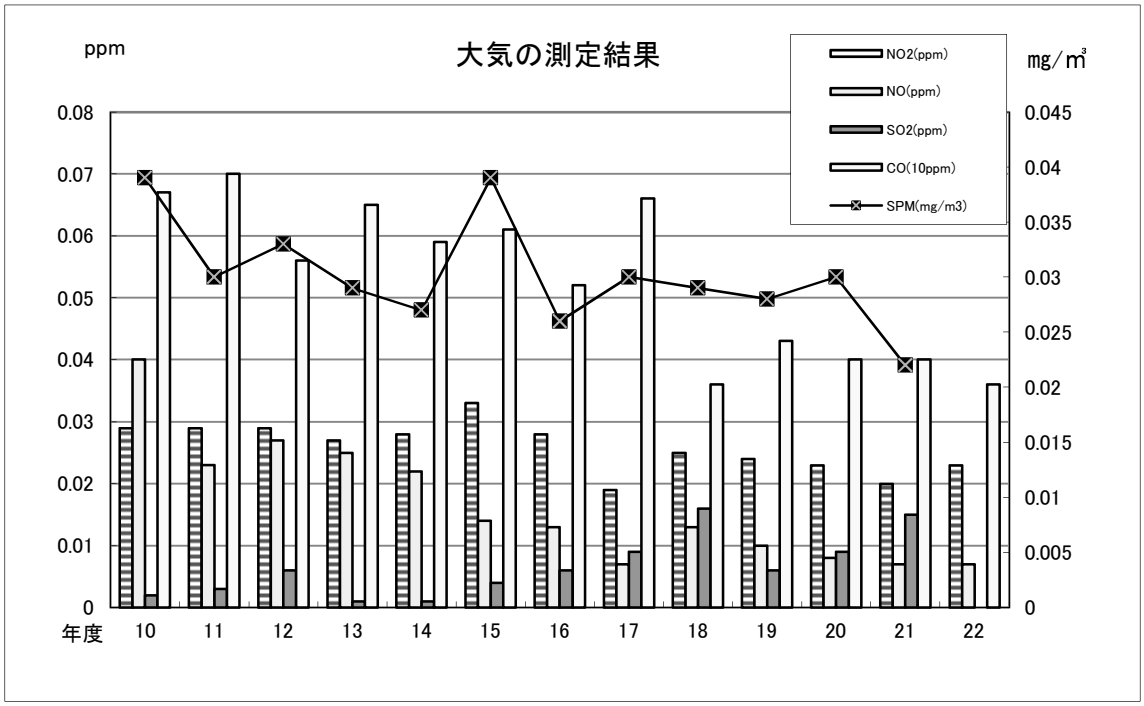

風向風速の状況

年度		18	19	20	21	22
風速	年平均 m/s	1.6	1.7	1.6	1.7	1.9
	最大 m/s (月)	8.9 (3)	11.8 (9)	15.0 (4)	14.8 (3)	41.0 (6)
風向	4～6月	南南東	南	南南東	南南東	南南西
	7～9月	南南東	南	南南東	南南東	南南西
	10～12月	北西	北西	北西	北西	北西
	1～3月	北西	北西	北西	北西	北西

資料：環境管理課

降雨状況　（単位：mm）

年度	18	19	20	21	22
年間	1,574.5	844.5	1,877.0	1455.0	872.5
最大 (月)	136.5 (12月)	81.0 (3月)	117.5 (8月)	116.0 (10月)	100.5 (12月)

資料：環境管理課

酸性雨降雨状況　（単位：ｐＨ）

年度	18	19	20	21	22
ｐＨ	4.98	5.06	5.11	5.13	5.03

資料：環境管理課

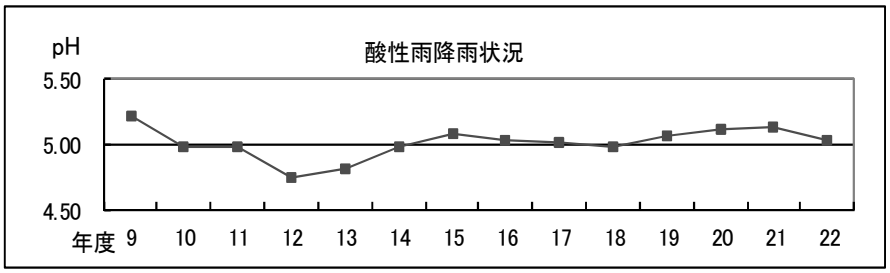

※平成 12 年６月 26 日三宅島噴火

水は中性でｐＨ７ですが、雨は空気中の二酸化炭素等を含んでいますので、わずかに酸性となっています。ｐＨが 5.6 以下の雨を酸性雨と呼んでいます。

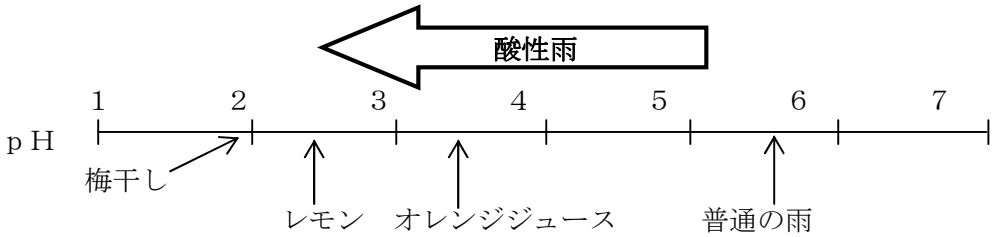

2	事 業 名	地下水環境の調査
	担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

評価基準
B

市内の井戸は、生活用水、業務用水(公衆浴場・研究所・病院等)として利用されています。

地下水の調査　　(単位：mg/ l)

年度	18	19	20	21	22	環境基準
調査地点数	15	16	14	14	12	
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.0010	0.0015	<0.003	0.0011	0.0010	<0.03
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	0.0017	0.0087	0.0054	0.0075	0.0078	<0.01
1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	0.0002	0.0002	<0.001	0.0002	0.0003	<1.00
硝酸性･亜硝酸性窒素	6.0900	7.1313	5.9357	7.0857	6.4567	<10.0

※調査地点の平均値

VOC (Volatile Organic Compounds) とは

揮発性有機化合物(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、ジクロロエタン等)で、常温常圧で空気中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたものを指します。比重は水よりも重く、粘性が低くて、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透して土壌・地下水を汚染します。VOC は自然界に存在せず、人体に対しては麻酔作用のほか肝臓・腎蔵への障害や発がん性が指摘されています。一度土壌に浸透すると汚染が広がり、長期間汚染が継続します。したがって、これらの物質が基準を超えた井戸水を長期間にわたって継続的に飲料することは好ましくありません。ただ、飲用する場合は、比較的揮発性が高いため、水を５分以上沸騰させれば90%以上取り除くことができます。

Ｈ　まちなみ　「人の暮らしと環境が調和するまち」

①　環境に配慮したまちなみ整備を促進する

「みず、みどり、みち、みんなの輪がつくるまち　こまえ」（都市計画マスタープラン）を目指し、３つ(北部、中央部、南部)の地域に即したまちづくりを進め、まちの骨格を形成する主要な幹線道路、生活道路を、歩行者の安全性や周辺環境等に配慮した整備を進めています。

1

事 業 名	道路の状況
担当部門	建設環境部　環境管理課　道路管理係

評価基準
C

道路延長　　単位：m

年度	18	19	20	21	22
主要地方道	6,643	6,642	6,644	6,651	6,651
一 般 都 道	3,822	3,822	3,822	3,822	3,822
市　　道	116,407	116,420	116,473	116,754	116,746
総　延　長	126,872	126,884	126,939	127,227	127,219

資料：環境管理課 道路現況調書より

2

事 業 名	歩道整備
担当部門	建設環境部　環境管理課　道路管理係

評価基準
C

都市計画道路の整備に伴い、歩道の整備、街路樹の植栽整備を進めています。

歩道の整備状況　　単位：m

年度	18	19	20	21	22
歩道延長	510	173	△２	216	△34
（累計）	(22,805)	(22,978)	(22,976)	(23,192)	(23,158)

資料：環境管理課

街路樹の植栽状況　　単位：㎡

年度	18	19	20	21	22
街路樹植栽	6,809	6,809	6,809	6,809	6,809

資料：環境管理課

3

事 業 名	あき地の適正管理
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

評価基準
D

市内には人の使用していない土地、いわゆるあき地等が点在しています。使われない理由はさまざまで、知らないうちにあき地周辺の方々に迷惑をかけることになります。

市では、昭和 46 年に「あき地の管理の適正化に関する条例」を定め、あき地の所有者に適正な管理に努めるよう協力を求めています。

あき地・あき家等の不適正管理苦情の状況　　単位：件

年度	18	19	20	21	22
樹木・雑草の繁茂	3	22	16	16	26

※公害一般苦情から　　資料：環境管理課

4 事業名：放置自転車の撤去
担当部門：建設環境部　環境管理課　道路管理係

歩行者・自動車の通行障害、美観や防災上の問題となっている放置自転車対策を推進しています。

放置自転車の撤去及び返還状況

年度		18	19	20	21	22
自転車	撤去台数（台）	4,439	5,752	5,386	5,177	3,192
	返却台数（台）	3,303	4,543	4,155	4,144	2,401
	返却率（%）	74.4	79.0	77.1	80.0	75.2
原付自転車	撤去台数（台）	110	127	94	100	66
	返却台数（台）	111	126	92	100	63
	返却率（%）	100.9	99.2	97.9	100.0	95.5

資料：環境管理課

5 事業名：自転車駐輪場管理
担当部門：建設環境部　環境管理課　道路管理係

自転車駐輪場の整備

駐輪場	設置数（か所）	収容台数（台）
有料駐輪場(民間)	9	5,820
無料駐輪場(公共)	3	860

6 事業名：屋外広告物の指導
担当部門：建設環境部　環境管理課　道路管理係

評価基準
A

違反屋外広告物の撤去状況

撤去広告物	年度／数	18	19	20	21	22
はり紙	撤去回数	25	15	33	30	47
	枚数(枚)	1,222	1,026	2,176	2,031	1,560
立看板	撤去回数	(内６)	3	6	0	0
	本数(本)	142	135	16	0	0

資料：環境管理課

評価基準
B

7

事 業 名	歩きたばこ・ポイ捨て対策
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

歩きたばこやポイ捨ては、まちの美観を損ねるだけでなく、火種で大やけどを負わせたり、副流煙で健康被害を与えたりします。

市では、駅頭でのキャンペーンや立看板などでモラルやマナーを訴え、協力を求めています。

② パートナーシップにもとづくまちなみ整備を促進する

評価基準
C

1

事 業 名	まちづくり条例に基づく開発等事業
担当部門	建設環境部　都市整備課　企画計画係

まちづくり条例は、安心して暮らせる、やすらぎのある住環境を維持し創造するため、土地利用や建築等に関する手続きを定めることにより、市民、事業者及び市の協働による望ましいまちづくりを計画的に推進することを目的として制定されています。そして、この目的を達成するため「まちづくり委員会」が設置されています。

また、まちづくり委員会は、市民、事業者、市との調整機関として、請求により「調整会」を開催します。

まちづくり条例に基づく開発等事業　　単位：件

年度	18	19	20	21	22
開発工事	11(1)	5	10	7	6
建築工事	16[1]	22(3)[3]	11(1)[2]	19(2)[1]	16(0)[0]
その他	0	1	0	0	4
計	27	28	21	26	26

注）( )は調整会による調整件数　[　]は取り下げ件数　　資料：都市整備課

2

事 業 名	狛江のまち―魅力百選
担当部門	建設環境部　都市整備課　企画計画係

自然や風景、伝統・文化に根ざした地域の行事、独自性を生かした活動など狛江のまちの魅力を募集し、紹介することで狛江のまちが持つ良さを掘り起こすとともに、狛江の「いいこと」「いいところ」を共有し、まちづくりを進めるきっかけとすべく平成19年度に創設したものです。

応募状況

年度	募集期間	応募総数	応募内容	選定数
19	H19．7 上旬～H19．9 上旬	108	68	23
20	H20．7 上旬～H20．9 上旬	14	14	17
21 （２回募集）	H21．5 上旬～H21．7 下旬 H21.12 上旬～H22．1 上旬	27	26	25
22	H22．5 上旬～H22．8 下旬	6	6	7

※平成 20 年度選定数には、平成 19 年度選定されなかったものを含む。

平成 21 年度選定数には、平成 19・20 年度選定されなかったものを含む。

平成 22 年度選定数には、平成 19・21 年度選定されなかったものを含む。

選定状況

分野	選定内容
多摩川関連	多摩川緑地公園
	川辺の風景
	多摩川決壊の碑
	多摩川の河川敷
	二ヶ領宿河原堰
自然環境	巨大サボテン
	僕と私たちの竹林〈狛江弁財天池緑地保全地区〉
歴史的資産	水神社
	狛江の「追分」―右　渡し場道　左　江戸青山
	田中橋（橋げた）
	揚辻稲荷（谷田部稲荷）
	山河哀傷吟　鷺　北原白秋
まちづくり	あいとぴあセンター内のロビー
	狛江団地の給水塔
	電力柱がなく、美しい景観を得られる道
	周辺住民の建築ルール締結
	都道交差点の複合ビル、市民と協調して建設
	夕方５時のメロディー
	小足立のびのび公園
	エンゼルブレッサ武蔵野国領―和泉本町４丁目
	岩戸川緑道（岩戸川せせらぎ）
	通学路にメルヘンのモザイク壁画
	公社多摩川住宅団地内―西和泉１丁目・中和泉４丁目
	歩道が広がり歩行快適
	他にないライトアップ
活動	狛江の蛍
	多摩川河川敷・自由ひろばで馬を見た！
	彩楽工房（さらこうぼう）
	震災時、井戸水提供の家
	五小の芝生
	獅子舞岩戸
	どんと焼き

Ⅰ パートナーシップ　「みんなのおもいと行動でつなぐまち」

市民、事業者、行政がさまざまなつながりの中で、環境を含めたまちづくりを進めるうえで自主的・積極的に進められる社会の実現のため、パートナーシップの形成を推進します。

パートナーシップの形成に向けた仕組み

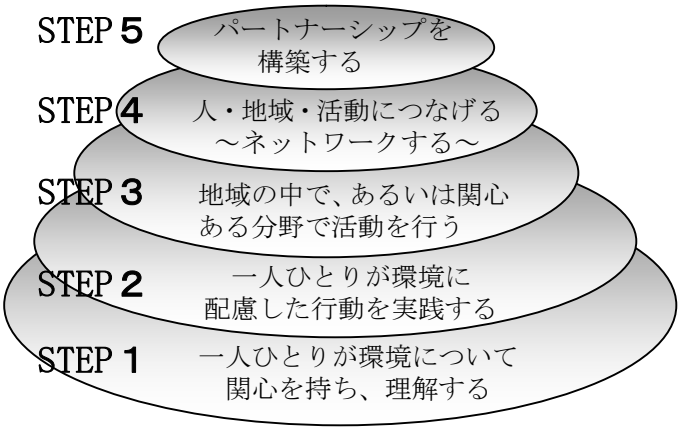

① 気づく・わかる

			評価基準
1	事 業 名	水辺の楽校・とんぼ池公園・弁財天池特別緑地保全地区 のびのび公園	B
	担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係	

水辺の楽校：多摩川を身近な自然教育の場として、野鳥観察会、春秋の七草観察会、樹木マップづくり、化石調査、水辺の生き物観察会、昆虫観察会、川の安全指導講習会、源流体験等を行うとともに、学校の環境学習の場ともなっています。

前原公園：前原公園内にトンボが生息する池を設けるなどし、身近な生き物を大切に見守っています。

弁財天池特別緑地保全地区：かつては湧水が豊富に湧き出していた弁財天池として親しまれた一角を緑の保全地区として東京都の指定を受け、樹木等を大切に保護するとともに、四季折々の植物が見られ、野鳥や昆虫等の貴重な棲息場所となっています。

小足立のびのび公園：地域のふれあいの場として自然観察会、野外映写会などを行い地域交流の場となっています。

2	事 業 名	団体・組織との協働形態
	担当部門	企画財政部　政策室　協働調整担当

評価基準
A

協働形態

協働事業						登録団体					
年度／事業形態	18	19	20	21	22	年度／団体の種類	18	19	20	21	22
財政的支援（補助金等）	21	20	22	20	21	NPO法人	5	6	8	7	7
参入の機会提供（委託・協定等）	36	36	38	39	36						
共催・後援	138	137	174	158	171	その他　任意団体	34	33	39	41	41
意見・情報交換	4	3	2	2	2						
計（件数）	199	196	236	219	230	計（団体数）	39	39	47	48	48

資料：政策室

3	事 業 名	まなび講座
	担当部門	市民生活部　地域活性課　市民文化係

評価基準
A

市政の説明や職務で身につけた専門的な知識や技術を講座形式、体験形式で、市民で構成する団体に職員が提供しています。

まなび講座

年度	18	19	20	21	22
実施件数	25	12	13	4	9
延べ受講者数(人)	456	246	249	139	184

資料：地域活性課

②　環境保全に取り組む人をつくる

評価基準
B

1	事 業 名	環境保全活動への支援
	担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

環境を考える会狛江市実行委員会の活動（22 年度）　　単位：延べ人数

項目	回数	参加者数	項目	回数	参加者数
会議	12	各回 15	家庭園芸（花・堆積落葉配布）	1	約 180
二酸化窒素調査	2	72	環境学習	5	約 130
河川調査	4	23	廃食用油の活用	4	160
酸性雨調査	降雨時	5	パネル広報	2	約 740

資料：環境管理課

2	事 業 名	環境教育・環境学習の推進
	担当部門	教育部　指導室　（小中学校）

評価基準
B

ＣＯ２削減アクション月間として６月の７日間に、小学校５年生・中学校１年生を中心にチェックシートを使って、身近な生活でＣＯ２削減の実践行動をするようにしています。チェックシートには、「使っていない照明を消す」「テレビは見たいものを選んでつける」等、子供が興味・関心をもって手軽に行え、数値化することによって手ごたえを感じることができるような工夫をするとともに、その活動をとおして家庭への啓発も図っています。また、全児童・生徒に対して、校長による環境講話も行っています。

さらに、学校ごとに環境学習コーディネーターの教員を決め、年２回連絡協議会を行っています。その教員等が中心となって、サマースクールで保護者と協力してエコバックを作成したり、企業人材の協力を得て、地球温暖化や燃料電池についての講義を受けたり、キッズＩＳＯに参加をしたり、多摩川の水辺の楽校を活用して動植物の観察や清掃活動を行ったり、エネルギー環境館の見学をしたりするなど、各学校が体験や課題追究を通して学べるように工夫しています。

中学校では生徒会が中心となって、小学校と連携して学校周辺の清掃活動を行い主体的に環境整備に取り組む姿勢をはぐくんでいるところもあります。

3	事 業 名	アドプト制度の推進、拠点活動
	担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係　道路管理係 市民生活部　地域活性課　市民活動推進係 教育部　学校教育課　教育庶務係

評価基準
B

平成 16 年６月から地域活動の一環として、14 団体が児童公園・道路・学校等の市の管理地での清掃・除草等を実践しています。

アドプト制度

道路や公園等の公共施設について、管理者とボランティア団体・個人等の住民が協定を結び、公共施設を「養子」とみなし、住民が「里親」となって、美化・清掃活動などの管理を行う制度。

管理者は、清掃道具の提供等の支援を行うとともに、当該施設の美化・清掃活動等が里親である住民にとって実施されていることを看板等で示すことにより、公共施設への愛着がわくとともに、住民主体の地域にあった公共施設の管理がされ、有効活用が図られると期待している。

③ ネットワークを形成する

評価基準
B

1	事 業 名	環境保全計画を推進する
	担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

環境保全計画推進委員会の中で、各ワーキングの活動状況を報告し、協働で取り組む市民交流会、講演会等のイベントを計画するとともに、行政の取組状況についても報告を受け、環境保全計画を推進しています。

環境保全実施計画推進委員会等の構成

名称	構成(人)
環境保全実施計画推進委員会	12
緑ワーキング	10
水ワーキング	9
エネルギーワーキング	6
ごみ減量ワーキング	6

資料：環境管理課

④ 共通的な取り組みを進める

評価基準
B

1	事 業 名	環境保全に関連する地域情報・広報活動
	担当部門	建設環境部　環境管理課　企画財政部　政策室　広報広聴担当

地域の環境関連情報の提供

・水辺の楽校リーフレット

・森と泉の狛江（狛江弁財天池特別緑地保全地区）

環境に関わる広報活動

・環境月間事業の広報及び事業の実施

・生垣を作りませんか（生垣等設置補助事業案内）リーフレット配布及び広報こまえ掲載

・雨水浸透ます設置助成案内リーフレット配布及び広報

平成 22 年度の環境保全実施計画推進委員会の推進活動

市民・事業者・有識者が行政とのパートナーシップのもとに環境保全の推進活動を行っています。

≪主催事業≫

＊環境施設視察研修（５月 12 日）・東京ガス中原ビル　太陽熱利用システム施設
・東京電力　電気の史料館　技術開発研究所

＊環境パネル展（６月１日～11 日）

＊環境施設見学会（６月 11 日）　・東村山浄水場・狭山湖・ふれあい下水道館

＊環境推進講演会（10 月４日）　・狛江の緑を考える 講師：田畑貞寿氏

≪参加協力事業≫

＊野川美化清掃（11 月２日）

＊喫煙マナーアップキャンペーン（11 月 14 日）

＊狛江市小学生環境サミット（コメンテーター）（２月 19 日）

Ⅳ　環境マネジメント

Ⅳ　環境マネジメント

地球環境の保全に向けて

市役所は市内の一事業所として、地域や地球の環境問題に大きく関わっていることから、市役所としての事業活動において発生するさまざまな環境負荷について、いかに低減するかを職員一人ひとりが意識して取り組むため、『小さなまちから大きな地球への贈り物』をキャッチフレーズに「市職員による環境負荷低減のための行動指針」を平成16年２月に策定し、エネルギー使用、紙ごみの発生の抑制や再資源化に努力しています。

事 業 名	エネルギー使用量の調べ
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

公共施設及び庁用車のエネルギー使用量と CO_2 排出量

年度		13（基準年）	目標	18	19	20	21	22	13年度比
電力使用量(kWh)		6,646,819	－2.6%	6,276,142	6,344,670	6,298,182	6,181,773	6,513,271	-2.0%
都市ガス使用量（㎥）		324,502	－0.5%	302,597	333,781	306,980	292,198	370,134	14.1%
灯油使用量（ﾘｯﾄﾙ）		18,582	－0.5%	12,032	13,603	13,917	13,975	10,655	-42.7%
水使用量（㎥）		128,463	－0.2%	109,299	113,321	126,259	122,526	135,845	5.7%
車両	ガソリン使用量(ﾘｯﾄﾙ)	22,444	－5.1%	15,448	13,843	11,892	12,144	12,357	-44.9%
	軽油使用量(ﾘｯﾄﾙ)	9,917	－5.1%	5,899	6,092	6,366	4,573	2,821	-71.6%
CO_2 排出量($kgCO_2$)		3,018,474	－2.0%	2,785,198	2,881,347	2,798,323	2,717,793	2,965,008	-1.8%

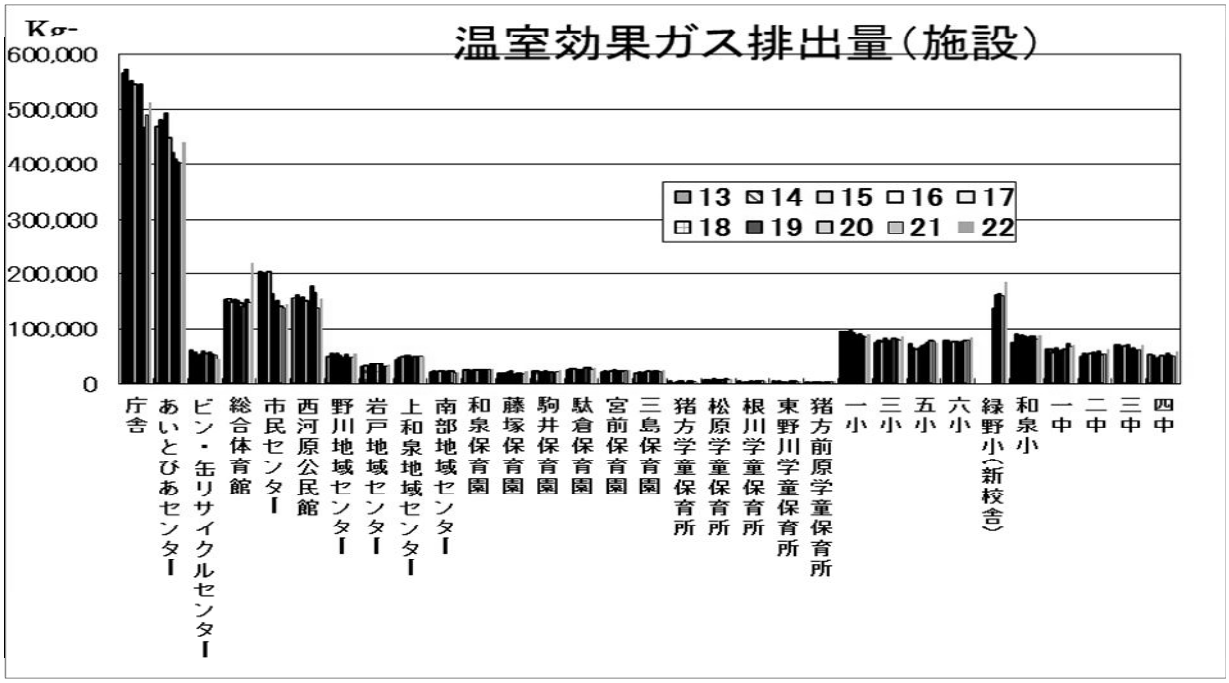

事 業 名	紙の購入量・複写機の使用回数の調べ
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

紙の購入量と複写機の使用状況

年度	13	18	19	20	21	22	13年度比
紙の購入量（千枚）	8,206	9,280	13,549	10,706	11,154	11,296	37.7%
複写機使用回数（千回）	1,987	5,068	5,284	8,217	6,601	6,253	214.8%

事 業 名	庁舎内の可燃ごみ組成分析
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

リサイクルの取り組み状況を把握するため庁舎から排出される可燃ごみの組成分析を行っています。

階別組成分析結果（排出量）　　単位：kg

年月日	H18. 3.29	H19. 3.29	H20. 3.31	H21. 6.30	H22.10.19	前回比
総計	46.02	16.42	86.45	11.97	25.46	212.7%
1階	3.90	2.47	3.14	1.10	0.8	72.7%
2階	23.16	5.62	27.90	3.25	10.85	333.4%
3階	8.77	2.95	18.62	4.60	3.4	73.9%
4階	6.47	1.73	24.32	1.80	2.75	152.8%
5階	3.72	3.65	12.45	1.22	7.66	627.9%

※平成20年度は未実施

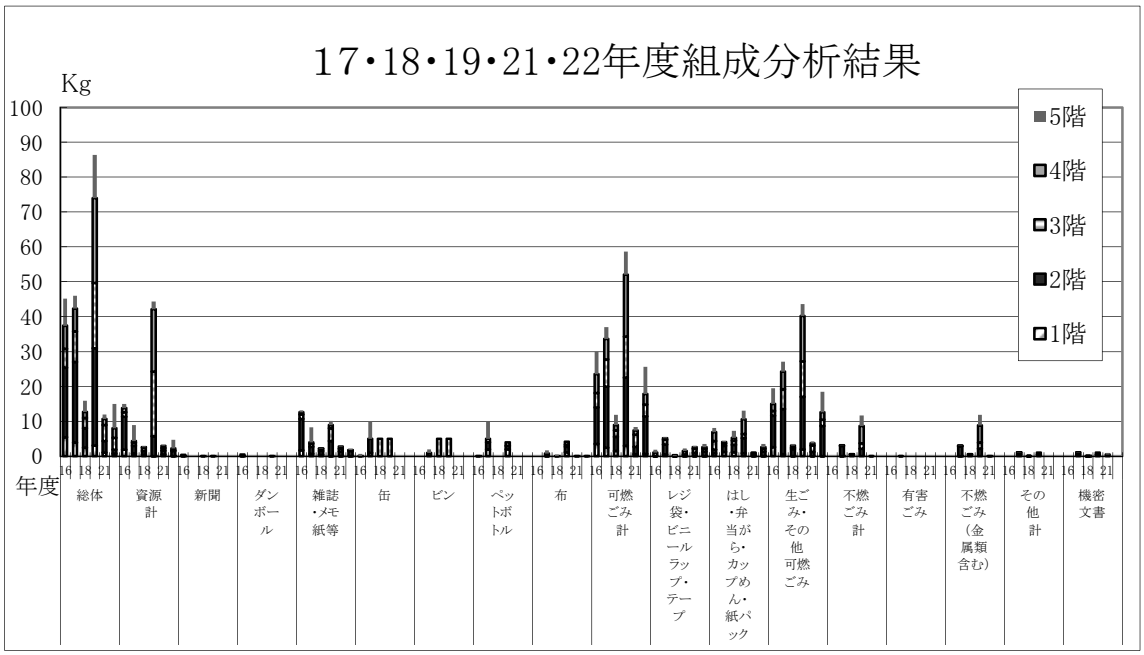

事 業 名	環境配慮型物品等の購入状況調べ
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

地球温暖化、環境汚染など大きな社会問題になっていることから、市としても環境負荷の低減を図るため、省資源、省エネルギー、廃棄物の削減などに努めるとともに、「環境に配慮した物品の調達ガイド」を作成し、グリーン購入活動の推進に努めています。

環境配慮型物品等の購入状況

年度	18	19	20	21	22
調達総点数	44,195	36,915	156,572	139,901	473,793
グリーン点数	41,940	19,644	68,865	86,633	395,092
配慮比	94.9%	53.2%	44.0%	61.9%	83.4%
平均	81.0%	73.3%	83.4%	78.9%	83.8%

事 業 名	低公害車の導入状況
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

自動車がもたらす環境への負荷を低減するための低公害車の導入を進めています。

低公害車の導入状況

車種別	東京都指定低公害車				他	燃料別	国土交通省認定低排出ガス車						
	台数	良	優	超			台数	☆	新☆☆☆	新☆☆☆☆	超低PM☆☆☆☆	他	低
小型貨物自動車	19	6		7	6	LPG・ガソリン	14	1	6	3	－	4	－
普通貨物自動車	3	2	－	1	－	軽油	11	－	－	－	7	4	－
小型・普通乗用自動車	5	－	－	4	1	ハイブリッド	2	－	－	－	－	－	2
軽乗用自動車	1	－	－	1	－	天然ガス	－	－	－	－	－	－	－
軽貨物自動車	17	－	4	4	9	電気・燃料電池	－	－	－	－	－	－	－
乗合自動車	－	－	－	－	－	メタノール	－	－	－	－	－	－	－
総使用台数の合計	45	8	4	17	16	合計	27	1	6	3	7	8	2

事 業 名	環境啓発（職員アンケート）
担当部門	建設環境部　環境管理課　環境整備係

啓発活動として、職員の環境に対する意識調査を行っています。

アンケート回答状況

第１回(提出率 46.7%)	平成 16 年４月１日実施結果				
環境に配慮した行動	←している				していない→
	5	4	3	2	1
買うとき・使うとき	42.2%	20.5%	19.4%	9.3%	8.6%
つくるとき(省資源)	31.0%	20.0%	24.5%	9.8%	14.7%
庁用車を利用するとき	37.2%	18.5%	22.1%	8.5%	13.7%
ごみにする前に	36.6%	23.1%	20.3%	10.3%	9.7%
職場を離れても	28.7%	29.4%	34.7%	4.7%	2.5%

第２回（提出率 89.9%）	平成 16 年 10 月１日実施結果			
環境に配慮した行動	実施している	努力はした	今後は実施する	その他
省エネルギーの推進	35.9%	31.3%	14.6%	18.2%
紙使用量の削減	36.3%	28.2%	9.5%	26.0%
環境に配慮した自動車の利用	26.9%	16.5%	14.7%	41.9%
廃棄物等の発生抑制	47.9%	32.4%	11.1%	8.6%

第３回（提出率 94.1%）	平成 18 年１月 10 日実施結果			
環境に配慮した行動	実施している	努力はした	今後は実施する	その他
省エネルギーの推進	40.2%	31.6%	10.4%	17.8%
紙使用量の削減	28.3%	27.7%	12.8%	31.2%
環境に配慮した自動車の利用	25.5%	17.5%	14.5%	42.4%
廃棄物等の発生抑制	57.0%	28.3%	10.5%	4.2%

第４回（提出率 82.9%）	平成 20 年２月１日実施結果				
環境に配慮した行動	実践している	時々実践	今後は実践	実践していない	回答なし
省エネルギーの推進	69.0%	11.5%	7.2%	7.4%	4.9%
紙使用量の削減	59.0%	16.9%	6.2%	3.1%	14.8%
環境に配慮した自動車の利用	28.2%	11.3%	7.7%	15.0%	37.8%
廃棄物等の発生抑制	68.7%	13.9%	9.7%	5.8%	1.9%

※平成 21 年度、22 年度は調査を実施していません。

V　平成 22 年度環境調査結果

Ⅴ　平成 22 年度環境調査結果

１．大気

※測定器のメンテナンス期間により欠測となっている期間を除くすべての日において、環境基準を満たしております。

（１）二酸化窒素（NO_2）

①　測定点　　市役所

②　性質　　赤褐色刺激臭

呼吸器に影響を与える、酸性雨の原因物質

高温状態で窒素と酸素が反応して発生する。例えば、燃料中に含まれている窒素が燃焼の際に酸化して発生する。生成時の窒素酸化物の 90％以上は、一酸化窒素であるが、太陽光照射下で酸化され、二酸化窒素が発生する。

③　環境基準　１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

④　測定結果　　単位：ppm

月	22／4	5	6	7	8	9	10	11	12	23／1	2	3	年実績	
平　均	0.023	0.022	0.018	0.020	0.018	0.019	0.026	0.027	0.027	0.024	0.026	0.020	年平均値	0.023
最　高	0.066	0.077	0.057	0.071	0.057	0.088	0.059	0.061	0.066	0.063	0.080	0.051	年最高値	0.088
最　低	0.004	0.005	0.005	0.007	0.005	0.003	0.007	0.006	0.005	0.003	0.005	0.004	年最低値	0.003

（２）一酸化窒素（NO）

①　測定点　　市役所

②　性質　　無色無臭

④　測定結果　　単位：ppm

月	22／4	5	6	7	8	9	10	11	12	23／1	2	3	年実績	
平　均	0.003	0.004	0.004	0.002	0.004	0.008	0.007	0.013	0.017	0.011	0.008	0.003	年平均値	0.007
最　高	0.071	0.082	0.203	0.029	0.023	0.066	0.072	0.089	0.124	0.143	0.122	0.066	年最高値	0.203
最　低	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	年最低値	0.000

（３）浮遊粒子状物質（SPM）（平成 22 年度測定終了）

① 測定点　　市役所

② 性質　　大気中で気体のように長期浮遊している微粒子で 10μ（ミクロン）以下のもの。（μ＝１㎜の 1,000 分の１）
視覚障害の原因になる。呼吸器に影響を与える。

③ 環境基準　１時間値の１日平均値が 0.10mg/㎥以下であり、かつ、１時間値が 0.20mg/㎥以下であること。

④ 測定結果　　単位：mg/m^3

月	22／4	5	6	7	8	9	10	11	12	23／1	2	3	年実績	
平　均	0.014	0.015	0.016	0.039	－	－	－	－	－	－	－	－	年平均値	－
最　高	0.020	0.021	0.023	0.102	－	－	－	－	－	－	－	－	年最高値	－
最　低	0.010	0.010	0.011	0.006	－	－	－	－	－	－	－	－	年最低値	－

（４）二酸化硫黄（SO_2）（平成 22 年度測定終了）

① 測定点　　市役所

② 性質　　無色刺激臭
燃料中の硫黄分が燃焼して発生する。
呼吸器に影響を与える、酸性雨の原因物質。

③ 環境基準　１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、１時間値 0.1ppm 以下であること。

④ 測定結果　　単位：ppm

月	22／4	5	6	7	8	9	10	11	12	23／1	2	3	年実績	
平　均	0.014	0.015	0.016	0.016	－	－	－	－	－	－	－	－	年平均値	－
最　高	0.020	0.021	0.023	0.022	－	－	－	－	－	－	－	－	年最高値	－
最　低	0.010	0.010	0.011	0.011	－	－	－	－	－	－	－	－	年最低値	－

（５）一酸化炭素（CO）

① 測定点　　市役所

② 性質　　無色無臭

燃料の不完全燃焼により発生する。

血液中のヘモグロビンと結合し、酸素を供給する能力を阻害し、頭痛、吐き気、めまいなどの症状が表れる。

③ 環境基準　１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。

④ 測定結果　　単位：ppm

月	22／4	5	6	7	8	9	10	11	12	23／1	2	3	年実績	
平　均	0.37	0.31	0.29	0.25	0.21	0.30	0.34	0.54	0.50	0.42	0.43	0.35	年平均値	0.36
最　高	1.05	0.76	0.83	0.84	0.62	1.44	1.50	1.73	1.53	1.55	1.87	0.94	年最高値	1.87
最　低	0.17	0.15	0.08	0.07	0.01	0.09	0.14	0.14	0.18	0.18	0.17	0.19	年最低値	0.01

（６）降下ばいじん（平成 19 年度測定終了）

① 測定点　　市役所（地上 24.7m）

② 性質　　大気中の粒子状物質の中で、それ自体の重力や雨等によって降下する粉じんやばいじん等で 20～50μ（ミクロン）のもの（μ＝１㎜の 1,000 分の１）

③ 測定結果

	19 年 4月～6月	7月～9月	10 月～12 月	20 年 1月～3月	平均
総降下ばいじん量（ｔ／k㎡）	5.8	4.7	2.1	1.0	3.4
不溶解性降下ばいじん量（ｔ／k㎡）	4.0	1.5	0.1	0.9	1.6
溶解性降下ばいじん量（ｔ／k㎡）	1.8	3.2	2.0	0.1	1.8
硫黄酸化物（ｔ／k㎡）	0.33	0.43	<0.15	<0.15	0.27
窒素酸化物（ｔ／k㎡）	0.02	0.38	0.20	0.09	0.17
フッ素化合物（kg／k㎡）	3.2	2.1	<1.0	1.6	2.0
鉛（kg／k㎡）	1.6	2.1	<0.75	<0.75	1.3

（７）風速

①　測定点　　市役所（地上 26.7m）

②　測定結果　　単位：m/s

月	22／4	5	6	7	8	9	10	11	12	23／1	2	3	年実績
平　均	1.9	2.4	2.2	2.2	2.6	1.5	1.5	1.5	1.5	1.6	1.5	1.9	1.9
最　高	9.2	12.5	41.0	7.8	8.8	6.6	10.6	9.0	5.6	6.8	5.8	9.0	41.0

（８）降雨量

①　測定点　　市役所（地上 24.7m）

②　測定結果

月	22／4	5	6	7	8	9	10	11	12	23／1	2	3	年実績
降雨日数(日)	13	9	14	13	5	11	11	8	6	0	9	7	106
降雨量(mm)	182.0	115.0	8.0	67.0	42.5	11.0	138.5	87.5	5.0	0.0	149.0	67.0	872.5
日最大降雨量(mm)	45.5	22.5	20.0	19.0	32.0	76.5	38.5	43.5	100.5	0.0	75.5	28.0	100.5
起日(日)	28	23	14	9	9	16	10	1	3	－	18	7	22/12/3
最大1時間降雨量(mm)	13.5	4.5	6.5	14.5	8.5	26.5	15.5	12.5	40.5	0.0	19.0	4.5	40.5
起日（日）	28	11	23	9	9	16	10	1	3	－	18	7	22/12/3

２．化学物質

（１）化学物質の適正管理

①　都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 110 条に基づいて市内事業所より届け出られた適正管理化学物質の使用量等報告

②　報告内容　　平成 22 年度　（単位：kg／年）

適正管理化学物質名	届出件数	使用量	製造量	製品としての出荷量	環境への排出量				事業所外への移動量		
						大気	公共水域	その他		廃棄物	排水（下水道）
塩酸	2	670.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	520.0	520.0	0.0
キシレン	7	228,580.0	0.0	227,000.0	358.9	358.9	0.0	0.0	520.0	520.0	0.0
六価クロム化合物	1	1,000.0	0.0	800.0	0.0	0.0	0.0	0.0	200.0	200.0	0.0
クロロホルム	1	25.0	0.0	0.0	5.0	5.0	0.0	0.0	20.0	20.0	0.0
酢酸エチル	1	60.0	0.0	0.0	48.0	48.0	0.0	0.0	12.0	12.0	0.0
酢酸ブチル	1	41.0	0.0	0.0	41.0	41.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
酸化エチレン	1	49.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
シアン化合物	1	19,000.0	0.0	19,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
硝酸	4	181,280.0	0.0	0.0	77.0	77.0	0.0	0.0	813.0	813.0	0.0
テトラクロロエチレン	2	1,130.0	0.0	0.0	450.0	450.0	0.0	0.0	680.0	680.0	0.0
トルエン	8	412,070.0	0.0	410,000.0	961.3	961.3	0.0	0.0	6.0	6.0	0.0
ヘキサン	1	320.0	0.0	0.0	320.0	320.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ベンゼン	5	22,181.0	0.0	22,100.0	17.0	17.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ホルムアルデヒド	1	56.0	0.0	0.0	5.0	5.0	0.0	0.0	56.0	56.0	0.0
メタノール	3	3,189.0	0.0	0.0	3,181.0	3,181.0	0.0	0.0	8.0	8.0	0.0
硫酸	3	1,660.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	414.0	414.0	0.0
合計		871,311.0	0.0	678,900.0	5,464.2	5,464.2	0.0	0.0	3,249.0	3,249.0	0.0

事業所での適正管理化学物質使用量（事業所への購入量）と、製造量・製品として出荷される量・環境への排出量・事業所外への移動量の合計の差分は、処理または回収により環境への排出を免れた化学物質量、または事業所内で保管されている製品や廃棄物に含有される化学物質量です。

これとは逆に、製造量・製品としての出荷量・環境への排出量・事業所外への移動量の合計が、化学物質使用量を上回る場合もあります。これは、届出が小数点以下二桁を有効数字としているために事業所ごとの数字を積み上げた場合や、事業所での化学物質の購入から製造・出荷までに年度を越える場合等に生じます。

３．水

（１）多摩川の水質

①　測定地点　世田谷区境(駒井町３丁目 27 番地先)

②　測定結果

測定年月日	H22 ６／３	H22 11/11	環境基準の水質類型Ｂ
流量（m^3／ｓ）	13.9	21.908	
気温（℃）	28.0	17.5	
水温（℃）	22.0	16.3	
外観	黄緑色透明	無色透明	
臭気	弱藻臭	弱藻臭	
透視度（cm）	>50.0	>50.0	
水素イオン濃度（ｐH）	7.9	7.7	6.5～8.5
溶存酸素量（DO）（mg／１）	10.1	9.9	５mg/ℓ以上
生物化学的酸素要求量（BOD）（mg／１）	1.5	0.8	３mg/ℓ以下
化学的酸素要求量（COD）（mg／１）	4.0	2.7	
浮遊物質量（SS）（mg／１）	2	2	25 mg/ℓ以下
アンモニア性窒素（mg／１）	0.02	0.06	
全窒素（mg／１）	4.80	4.73	
りん酸性りん（mg／１）	0.282	0.204	
全りん（mg／１）	0.328	0.227	
陰イオン界面活性剤（MBAS）（mg／１）	0.02	<0.02	
大腸菌群数（MPN／100ml）	11000	2300	5,000MPN／100ml 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（mg／１）	4.38	4.40	

（２）野川の水質

①　測定地点　谷戸橋(東野川４丁目 29 番先)

②　測定結果

測定年月日	H22 ６／３	H22 11/11	環境基準の水質類型Ｄ
流量（㎥／ｓ）	0.086	0.358	
気温（℃）	23.0	13.2	
水温（℃）	21.5	13.1	
外観	灰黄緑色透明	無色透明	
臭気	弱下水臭	無臭	
透視度（cm）	>50.0	>50.0	
水素イオン濃度（ｐH）	7.4	7.7	6.0～8.5
溶存酸素量（DO）（mg／ｌ）	9.4	8.7	２mg/ℓ以上
生物化学的酸素要求量（BOD）（mg／ｌ）	1.6	0.5	８mg/ℓ以下
化学的酸素要求量（COD）（mg／ｌ）	4.2	1.8	
浮遊物質量（SS）（mg／ｌ）	11	4	100 mg/ℓ以下
アンモニア性窒素（mg／ｌ）	0.06	0.01	
全窒素（mg／ｌ）	5.01	6.76	
りん酸性りん（mg／ｌ）	0.028	0.015	
全りん（mg／ｌ）	0.094	0.030	
陰イオン界面活性剤（MBAS）（mg／ｌ）	<0.02	<0.02	
大腸菌群数（MPN／100ml）	4900	11000	5,000MPN／100ml 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（mg／ｌ）	3.62	5.61	

４．地下水

（１）地下水揚水量（揚水量報告より）

①　報告箇所　　市内　16 か所

②　報告内容

報告地	地下水揚水量	用途別用水量						単位：㎥
		製造	冷却	冷房	水洗	洗車	公衆	その他
和泉本町１－35	11,267	0	6,343	684	4,240	0	0	0
岩戸北２－11	831	0	0	0	0	0	0	831
東和泉３－２	7,642	0	0	0	0	0	7,642	0
和泉本町４－11	134,636	0	0	17,527	36,718	0	0	80,391
和泉本町浄水場他４か所	987,800	0	0	0	0	0	0	987,800
西野川２－33	693	0	0	0	0	0	0	693
西野川３－11	0	0	0	0	0	0	0	0
西野川４－５	4,493	0	0	0	0	0	4,493	0
東和泉１－12	5,400	0	0	0	0	0	5,400	0
元和泉１－７	3,409	0	0	0	0	0	0	3,409
東野川１－30	4,032	0	0	0	0	0	4,032	0
岩戸南２－２	2,157	0	0	0	0	0	0	2,157
中和泉５－17	2,945	0	0	0	0	2,945	0	0
岩戸南１－７	721	0	0	0	721	0	0	0
元和泉１－２	656	0	0	0	0	0	0	656
元和泉２－30	34	0	0	0	0	0	0	34
計	1,166,716	0	6,343	18,211	41,679	2,945	21,567	1,075,971

（２）地下水調査

①　採水井戸　　市内 12 か所

②　採水日　　平成 22 年 12 月 10 日

③　測定結果　　（単位：mg／１）

測　定　点	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1－トリクロロエタン	硝酸性・亜硝酸窒素
猪方２－４	0.001	0.0029	0.0005	7.95
猪方２－７	<0.001	<0.0002	<0.0002	<0.01
猪方３－11	0.001	0.044	0.0006	6.98
猪方３－13	<0.001	0.013	<0.0002	7.97
猪方３－16	<0.001	<0.0002	<0.0002	4.79
猪方３－16	<0.001	0.0042	<0.0002	6.68
猪方３－17	<0.001	0.012	<0.0002	8.05
猪方３－32	<0.001	0.0047	<0.0002	6.93
猪方３－３	<0.001	0.0002	<0.0002	5.85
猪方３－36	<0.001	0.011	<0.0002	8.11
猪方３－40	<0.001	0.0008	<0.0002	9.02
猪方４－２	<0.001	0.0004	<0.0002	5.14
環　境　基　準	0.03 mg／１以下	0.01 mg／１以下	１mg／１以下	10 mg／１以下

今回の調査で、テトラクロロエチレンについて環境基準を満たさない結果の井戸がありましたが、いずれも飲用ではなく生活用水として使用されているため人体への影響の心配はありません。

環境基準とは、水の場合「一日２ℓを 70 年間飲用しても人体に影響がない」という基準で定められています。環境基準を満たさない水であっても、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1，1，1－トリクロロエタン等は揮発性の有機塩素系化合物であるため、５分以上煮沸することで 90％取り除くことができます。硝酸性窒素・亜硝酸性窒素はアンモニウムが酸化したものですが、物質としては不安定なため、好気的環境では硝酸塩に嫌気的環境ではアンモニウム塩に速やかに変化します。いずれも、飲用でない場合、庭にまく、洗濯に使うなどで空気に触れることによっても分解されます。

５．騒音・振動

（１）道路騒音・振動・交通量測定結果

①測定点

都道３号線（世田谷町田線）東和泉１－28－１　通称：世田谷通り

都道 11 号線（大田調布線）和泉本町１－１－５　通称：狛江通り

②測定日　　平成 23 年２月 24 日（木）～25 日（金）

③測定時間帯　騒音・振動：午前８時～翌午前８時

　　交通量　　：午前８時～翌午前８時

④測定結果

測　定　点	等価騒音レベル（dB）		振動レベル（dB）		交通量（台／10 分）	
	昼　　間	夜　　間	昼　　間	夜　　間	昼　　間	夜　　間
世田谷通り	68	66	32	31	185	80
狛江通り	65	61	45	40	140	45
環境基準	75	70	70	65	－	－

６．光化学スモッグ

（１）測定機関　東京都（狛江大気汚染総合測定室ほか）

（２）光化学スモッグ発令状況等(多摩中部)

22 年	学校情報		予　　報		注意報	
	日数	累計	日数	累計	日数	累計
４月	0	0	0	0	0	0
５月	3	3	0	0	0	0
６月	4	7	0	0	0	0
７月	9	16	3	3	6	6
８月	5	21	2	5	4	10
９月	5	26	0	5	2	12
年間発令数合計	26		5		12	

（３）光化学スモッグの発生メカニズム

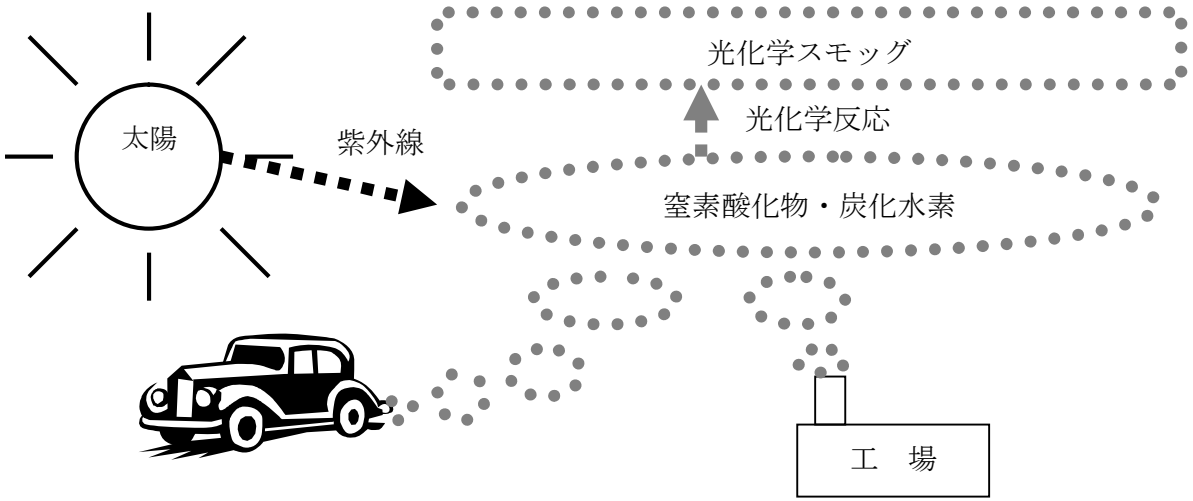

自動車や工場などから排出される窒素酸化物と炭化水素が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、オゾンなどの光化学オキシダント（酸化性物質）を発生させる。気象条件によっては、この光化学オキシダントがたまり白くもやがかかったような状態になることがある。この状態を「光化学スモッグ」と呼んでいる。

（４）発生しやすい条件

４～10 月にかけての日差しが強くて気温の高い、風の弱い日に発生する。特に、太平洋高気圧に覆われる７～８月は、気温も高く紫外線も強く安定した天気が続くため、光化学スモッグが発生しやすい気象条件になる。

① 気　　温　　最高気温 25℃以上
② 日照時間　　９～15 時の間に 2.5 時間以上の日照があること。
③ 安 定 度　　上空との気温差が小さいこと。
④ 上空の風　　南風でないこと。
⑤ 天 気 図　　夏型の気圧配置

（５）発令基準

段　階	発　令　基　準	措　　置	
		緊急時協力工場・事業場	一　　般
学 校 情 報	オキシダント濃度 0.10ppm 以上で継続するとき	――――――	・屋外になるべく出ない。 ・屋外運動は差し控える。 ・被害にあったときは保健所に届け出る。
予　報	高濃度汚染が予想されるとき	燃料使用量の削減要請	
注　意　報	オキシダント濃度 0.12ppm 以上で継続するとき	通常の燃料使用量より 20%程度削減勧告	
警　報	オキシダント濃度 0.24ppm 以上で継続するとき	通常の燃料使用量より 40%程度削減勧告	
重大緊急報	オキシダント濃度 0.40ppm 以上で継続するとき	通常の燃料使用量より 40%以上削減命令	

（６）情報提供

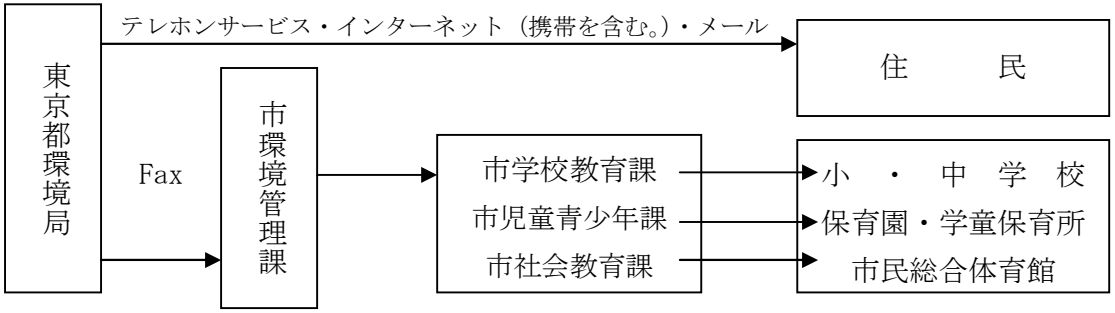

①　東京都環境局のインターネットによる情報提供

ホームページアドレス：http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/

（緊急時発令情報　パソコン、携帯電話）：http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/ox.php

（緊急時発令情報　メール登録）：http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/mail.php

②　東京都環境局のテレホンサービス番号　03－5320－7800

（７）注意点

①　屋外になるべく出ないようにする。

②　自動車等を使用しないようにする。

③　被害を受けた場合、最寄の保健所に連絡する。

（光化学スモッグによる健康への影響）

目の刺激やのどの刺激があり、目がチカチカする、のどが痛いなどの症状が出る場合がある。

７．環境を考える会　調査結果

（１）二酸化窒素測定結果

①　測定点　　市内全域を 350m のメッシュを基準に測定した。

②　環境基準　１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

③　測定結果　　単位：ppm

※H22 年６月３日～６月４日測定結果

	測　定　点	H22 ６/３～６/４		測　定　点	H22 ６/３～６/４		測　定　点	H22 ６/３～６/４
1	西つつじケ丘４－２３	0.017	38	中和泉５－１８	0.021	75	東和泉２－８	0.043
2	西野川２－３９	0.013	39	中和泉２－１１	0.024	76	岩戸南１－１６	0.029
3	西野川４－３３	0.026	40	和泉本町１－２９	0.034	77	岩戸南２－１５	0.031
4	西野川４－５	0.018	41	和泉本町１－１４	0.029	78	岩戸南２－８	0.032
5	西野川３－１４	0.021	42	岩戸北１－１４	0.027	79	岩戸南３－１１	0.033
6	西野川４－１４	0.022	43	岩戸北１	0.031	80	岩戸南３－２２	0.036
7	西野川２－１７	0.024	44	岩戸北２－１９	0.030	81	岩戸南４－３	0.030
8	西野川４－１７	0.023	45	岩戸北１－１８	0.035	82	猪方１－１１	0.029
9	調布市入間町２－９	0.016	46	岩戸北１－８	0.029	83	猪方２－１５	0.039
10	東野川３－２１	0.016	47	和泉本町１－７	0.033	84	猪方２－２	0.035
11	東野川４－２９	0.013	48	中和泉１－１２	0.031	85	猪方３－７	0.032
12	東野川３－１２	0.021	49	中和泉２－６	0.030	86	東和泉３－３	0.037
13	東野川３－１	0.018	50	中和泉３－１３	0.038	87	元和泉３－５	0.034
14	東野川２－２１	0.024	51	中和泉４－５	0.035	88	東和泉４－１１	0.034
15	西野川２－１１	0.015	52	西和泉２－１２	0.039	89	東和泉３－７	0.037
16	西野川４－１	0.015	53	中和泉４－１２	0.032	90	猪方３－２０	0.034
17	西野川４－４	0.017	54	中和泉３－３２	0.034	91	猪方３－３８	0.032

18	和泉本町４－１１	0.028	55	中和泉３－３	0.032	92	猪方２－１８	0.035
19	和泉本町４－３６	0.021	56	中和泉１－２０	0.035	93	駒井町１－１２	0.030
20	中和泉５－３１	0.028	57	和泉本町１－１	0.038	94	駒井町２－２１	0.035
21	和泉本町４－７	0.03	58	東和泉１－２	0.035	95	岩戸南４－１９	0.035
22	西野川３－１	0.033	59	岩戸北３－５	0.034	96	世田谷区砧浄水場横	0.032
23	西野川２－４	0.019	60	岩戸北４－５	0.032	97	駒井町２－３５	0.030
24	東野川２－２４	0.018	61	岩戸北４－１７	0.035	98	駒井町２－３０	0.038
25	東野川１－５	0.026	62	岩戸南３－５	0.038	99	駒井町３－９	0.033
26	東野川１－６	0.019	63	岩戸南２－５	0.032	100	猪方４－１０	0.031
27	東野川４－２１	0.019	64	岩戸南１－４	0.033	101	和泉本町１－２４	0.035
28	東野川１－３０	0.023	65	岩戸南１－１	0.034	102	和泉本町１－３０	0.035
29	和泉本町２－７	欠測	66	東和泉１－８	0.033	103	中和泉２－３０	0.035
30	和泉本町２－３３	0.023	67	元和泉１－１６	0.035	104	和泉本町４－２	0.029
31	和泉本町３－３１	0.026	68	元和泉１－１３	0.034	105	中和泉３－２７	0.024
32	和泉本町３－２４	0.017	69	元和泉２－１３	0.033	106	元和泉１－１２	0.019
33	和泉本町４－２	0.029	70	元和泉２－２７	0.032	107	東和泉２－１６	0.021
34	中和泉５－１８	0.023	71	元和泉３－１１	0.031	108	東和泉１－８	0.024
35	西和泉１－１	0.025	72	元和泉３－６	0.033	109	岩戸北４－１１	0.017
36	西和泉１－１４	0.025	73	元和泉１－１２	0.029	110	岩戸北４－１６	0.023
37	中和泉４－２６	0.024	74	東和泉１－３３	0.035			

※H22 年 12 月 2 日～12 月 3 日測定結果

	測　定　点	H22 12/２～12/３		測　定　点	H22 12/２～12/３		測　定　点	H22 12/２～12/３
1	西つつじケ丘４－２３	0.023	38	中和泉５－３	0.029	75	東和泉２－８	0.032
2	西野川４－４０	0.027	39	中和泉２－１１	0.022	76	岩戸南１－１６	0.024
3	西野川４－４０	0.021	40	和泉本町１－２６	0.037	77	岩戸南３－１１	0.023
4	西野川４－５	0.011	41	和泉本町１－１４	0.026	78	岩戸南２－８	0.017
5	西野川３－１４	0.015	42	岩戸北１－１４	0.021	79	岩戸南２－１５	0.028
6	西野川４－１４	0.017	43	東野川１－２１	0.009	80	岩戸南３－２２	0.029
7	西野川２－１８	0.017	44	岩戸北２－１９	0.023	81	岩戸南４－３	0.030
8	西野川４－７	0.023	45	岩戸北1－１８	0.022	82	駒井町１－４	0.023
9	調布市入間町２－９	0.017	46	岩戸北1－８	0.021	83	猪方１－１３	0.019
10	東野川３－２１	0.023	47	和泉本町１－７	0.016	84	猪方２－２	0.016
11	東野川４－２９	0.024	48	中和泉１－１２	0.021	85	猪方３－７	0.028
12	東野川３－１２	0.017	49	中和泉２－６	0.031	86	東和泉３－３	0.019
13	東野川４－１	0.017	50	中和泉３－１１	0.024	87	元和泉３－６	0.032
14	東野川２－２１	0.021	51	中和泉４－５	0.017	88	東和泉４－１１	0.021
15	西野川１－７	0.017	52	西和泉２－１２	0.022	89	東和泉３－７	0.035
16	西野川４－１	0.019	53	中和泉３－３５	0.032	90	猪方３－２０	0.023
17	西野川４－４	0.013	54	中和泉３－２３	0.017	91	猪方３－３８	0.018
18	西野川３－１４	0.033	55	中和泉３－３	0.017	92	猪方２－１８	0.017
19	中和泉５－３７	欠測	56	中和泉１－４	0.024	93	駒井町１－２３	0.029
20	中和泉５－３１	0.032	57	和泉本町１－１	0.023	94	駒井町２－１３	0.023
21	和泉本町４－７	0.019	58	岩戸北１－２	0.029	95	岩戸南４－２１	0.019
22	和泉本町３－２２	0.034	59	岩戸北３－５	0.032	96	岩戸南４－３１	0.029
23	西野川３－４	0.019	60	岩戸北４－２	0.021	97	駒井町２－３５	0.016

24	和泉本町２－２４	欠測	61	岩戸北４－１７	0.031	98	駒井町２－３０	0.018
25	東野川１－５	0.018	62	岩戸南３－６	0.019	99	駒井町３－９	0.032
26	東野川１－６	0.019	63	岩戸南２－５	0.029	100	猪方４－１０	0.021
27	東野川４－２１	0.015	64	岩戸南１－４	0.029	101	和泉本町１－２４	0.033
28	東野川１－３０	0.023	65	岩戸南１－１	欠測	102	和泉本町１－３０	0.036
29	和泉本町２－７	0.027	66	東和泉１－８	0.023	103	和泉本町１－１	0.037
30	和泉本町２－３３	0.019	67	東和泉１－１６	0.033	104	和泉本町３－２	欠測
31	和泉本町３－３１	欠測	68	元和泉１－１３	欠測	105	中和泉３－２７	0.026
32	和泉本町３－２４	0.016	69	元和泉２－１３	0.031	106	元和泉１－１２	0.029
33	和泉本町３－２	欠測	70	元和泉２－３３	0.026	107	東和泉２－１６	0.034
34	中和泉５－２５	0.021	71	元和泉３－１１	0.033	108	東和泉１－８	0.028
35	西和泉１－１	0.028	72	元和泉３－９	0.021	109	岩戸北４－１	0.017
36	西和泉１－１４	0.031	73	元和泉１－１２	0.031	110	岩戸北４－１６	0.026
37	中和泉５－９	0.023	74	東和泉１－３３	0.021			

（２）水質測定結果

①　多摩川

測　　定　　点	五　本　松				水　道　橋			
測　定　年　月　日	H22.６.６	H22.９.６	H22.12.６	H23.３.７	H22.６.６	H22.９.６	H22.12.６	H23.３.７
水素イオン濃度（ｐＨ）	7.0	7.5	7.0	7.0	7.0	7.5	7.0	7.0
アンモニア性窒素（ppm）	0.2	0.02	0.2	0.5	0.2	0.02	0.2	0.5
亜硝酸性窒素（ppm）	0.01	0.0	0.02	0.10	0.01	0.0	0.02	0.05
化学的酸素要求量（COD）（ppm）	4.0	8.0	5.0	5.0	4.0	8.0	5.0	5.0
電気伝導性（EC）（μｓ／cm）	612	859	438	539	527	704	445	492
透視度（cm）	77	100	100 以上	26.5	91	58	100 以上	24.0

② 野川

測　定　点	小　金　橋				谷　戸　橋			
測　定　年　月　日	H22.６.６	H22.９.６	H22.12.６	H23.３.７	H22.６.６	H22.９.６	H22.12.６	H23.３.７
水素イオン濃度（ｐＨ）	8.0	9.5	7.5	7.0	7.0	7.5	7.5	7.5
アンモニア性窒素（ppm）	0.0	0.5	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	2.0
亜硝酸性窒素（ppm）	0.05	0.02	0.01	0.05	0.05	0.02	0.00	0.05
化学的酸素要求量（COD）（ppm）	6.0	5.0	5.0	15.0	8.0 以上	5.0	0.0	15.0
電気伝導性（EC）（μｓ／cm）	欠測	168	183	210	199	290	199	150
透視度（cm）	欠測	71	100 以上	9.0	欠測	85	100 以上	9.0

（３）酸性雨測定

① 測定点　　市内５か所

② 発生源　　工場などの排煙、自動車などの排出ガス中に含まれている硫黄酸化物や窒素酸化物といった有害物質が、大気中で硫酸や硝酸といった酸になり、雨や雲に溶け込んで酸性雨になって降ってきます。

③ 影響　　土壌を酸性化して木の葉を枯らしたり、田畑の作物に被害を与え、湖や川の生態系にも影響を与えます。

④ 測定結果　　単位：ｐＨ

	H22 ／４	５	６	７	８	９	10	11	12	H23 ／１	２	３	年　間
平　均	5.23	4.95	5.07	4.93	4.84	4.88	5.04	4.97	5.17	4.50	5.31	5.48	5.03

・ｐＨ（水素イオン濃度指数）

酸性の強さを表す尺度で、０～14 の数で表され、７は中性、７以上は大きくなるに従いアルカリ度が増し、反対に７以下になると酸性度が強くなり、３～４になると舐めて酸っぱく感じる程度になる。

一般の雨は、空気中の炭酸ガスや塵を含み酸性になり、ｐH5.6 程度なので、一般にはｐH5.6 以下を酸性雨という。

狛江のかんきょう（平成19・20・21・22年度発行分）正誤表

Ⅲ　環境保全の9つの取り組み（評価と概要）

目標像			取り組みの方向		行政の取り組み（関連施策事業名）		表タイトル			掲載年度	誤	正
～20年後（平成30年度）の狛江の環境イメージ～ みんなで豊かな環境を未来につなぐまち狛江	自然環境	A 緑＊みんなが緑と遊べるまち	①	今ある緑を守る	3	農業者が農業を続けていくための環境づくり	農業の変遷	農家数	H17	19・20	68	137
								従事者数	H7	19・20	124	134
								耕地面積	H2	19・20	7,261	5,868
									H7	19・20	5,977	4,661
									H12	19・20	5,265	4,032
								畑	H2	19・20	5,612	4,444
									H7	19・20	4,283	3,317
									H12	19・20	4,068	3,013
								樹園地	H2	19・20	1,604	1,379
									H7	19・20	1,694	1,344
									H12	19・20	1,197	1,019
			②	緑をつくり、育てる	1	生垣造成補助	生垣造成補助金交付件数	件数	21年度	22	0	3
					3	公園の設置と整備に関わる事業	公園等の管理面積	児童遊園数	21年度	22	48	49
								都市公園面積	18年度	19・20・21・22	104,010.95	103,848.70
									19年度	20・21・22	103,668.07	103,685.75
									20年度	21・22	103,668.07	103,685.75
								児童遊園面積	20年度	21・22	14,775.56	14,755.56
								計	18年度	19・20・21・22	118,799.56	118,637.31
									19年度	20・21・22	118,456.68	118,474.36
									20年度	21・22	118,423.63	118,441.31
								1月1日現在人口	19年度	20・21・22	77,021	76,149
								1人当り公園等面積	19年度	20・21・22	1.54	1.56
					5	市民協働による公園等の管理運営事業	公園等の市民協働による管理状況	弁財天池特別緑地保全地区	面積	19・20・21・22	4,760.00	4,760.42
		B 水＊豊かな水循環のまち	①	健全な水環境を回復する	4	雨水の有効活用	年間降雨の状況	降雨量	21年度	22	1,207.5	1,455.0
			③	水を大切にする心を育てる	2	水道水の各家庭・事業所等への配水	配水量状況	地区水	18年度	19・20・21・22	907,359	907,350
		C 生態系＊生き物にも棲みよいまち	③	地域の自然を知る	1	河川の調査	多摩川の水質	水素イオン濃度	18年度	19	7.85	7.9
										20・21・22	7.8	7.9
									19年度	20・21・22	7.9	8.0
								溶存酸素量	18年度	19・20・21・22	10.4	10.5
								生物化学的酸素要求量	19年度	20・21・22	1.1	1.2
							野川の水質	溶存酸素量	18年度	19・20・21・22	3.5	12.1
								生物化学的酸素要求量	21年度	22	0.6	0.7
		D ネットワーク＊水と緑を歴史につなぐまち	①	環境資源をネットワークによって保全する	2	埋蔵文化財の発掘	埋蔵文化財の発掘	試掘	21年度	22	4	8
								本調査	21年度	22	8	4
	人間環境	E エネルギー＊エネルギーを大切にするまち	①	エネルギーの消費を減らす	2	街路灯等の設置	街路灯等の設置	市管理灯	18年度	19・20	4,067	4,071
										21・22	4,149	4,071
									20年度	21・22	4,203	4,204
									21年度	22	4,265	4,285
								自治会等管理灯	20年度	21・22	263	254
			②	エネルギー効率のよいまちをめざす	1	電気・ガス・水道使用における二酸化炭素排出量	二酸化炭素排出量による比較	合計	18年度	19	120,220.35	121,020.35
		F ごみ＊資源循環を実践するまち	②	リユース・リサイクルを進める	4	古紙等の拠点回収	拠点回収量	新聞	18年度	19	21,358	21.358
								雑誌等	18年度	19	107,881	107.881
								段ボール	18年度	19	151,350	151.350
								古布	18年度	19	1,157	1.157
								牛乳パック	18年度	19	1,164	1.164
								機密文書	18年度	19	21,970	21.970
								計	18年度	19	304,880	304.880
					5	ペットボトル回収	ペットボトル回収量	回収量	19年度	20	242	241
					6	植木せん定枝の処理状況	せん定枝の回収チップ化	件数	20年度	21	4,572	4,706
					#	市の施設における生ごみの堆肥化	市の施設における生ごみ投入量	狛江第五小学校	21年度	22	6.37	6.38
			③	適正な処理・処分を行う	2	建設廃材等の再利用の促進	建設廃材等の再資源の状況	発生土（用地整備係）	18年度	19	1,31.2	1,312.0
		G 公害＊みんなが安心して暮らせるまち	②	その他の公害を防止する	1	大気環境の調査	大気の測定結果	CO	18年度	19・20・21・22	0.360	0.36
									19年度	20・21・22	0.430	0.43
									20年度	21・22	0.400	0.40
									21年度	22	0.405	0.41
							風向風速の状況	風速　年平均	18年度	19・20・21・22	1.63	1.6
									19年度	20・21・22	1.75	1.8
									20年度	21・22	1.64	1.6
									21年度	22	1.73	1.7
							降雨状況	年間	18年度	19・20・21・22	1,575	1,574.5
									19年度	20・21・22	844	844.5
									20年度	21・22	1,877	1,877.0
									21年度	22	1,207.5	1,455.0
								最大（月）	19年度	20・21・22	（10月）	（3月）
							降下ばいじんの状況	硫黄酸化物	19年度	20	0.4	0.27
								窒素酸化物	19年度	20	0.2	0.17
					2	地下水環境の調査	地下水の調査	硝酸性・亜硝酸性窒素	21年度	22	7.1	7.0857
		H 人と環境とが調和するまち	①	環境に配慮したまちなみ整備を促進する	1	道路の状況	道路延長	総延長	21年度	20	127,228	127,227
					2	歩道整備	街路樹の植栽状況	街路樹植栽	19年度	20・21	6,814	6,809
									20年度	20	6,814	6,809
					4	放置自転車の撤去	放置自転車の撤去及び返還状況	自転車　返却率	21年度	22	80.1	80.0
		I パートナーシップ＊みんなでつくるまち	①	気づく・わかる	2	団体・組織との協働形態	協働形態	協働事業・財政的支援	19年度	20	29	20
								協働事業・参入の機会提供	19年度	20	37	36
								計（件数）	19年度	20	197	196
								登録団体・NPO法人	21年度	22	8	7
								計（団体数）	21年度	22	49	48

Ⅳ　環境マネジメント

	調査分野		調査項目	表タイトル			掲載年度	誤	正
	地球環境の保全に向けて		エネルギー使用量の調べ	公共施設及び庁用車のエネルギー使用量とCO_2排出量	灯油使用量	13年度（基準年）	19	19,852	18,582
						13年度比		−39.4%	−35.2%
					ガソリン使用量	13年度（基準年）		22,445	22,444
					CO_2排出量	13年度（基準年）		3,021,760	3,018,474
						13年度比		−7.8%	−7.7%
					ガソリン使用量	19年度	20・21・22	13,655	13,843
						13年度比	20	−39.2%	−38.3%
					CO_2排出量	19年度	20・21・22	2,881,279	2,881,347
						13年度比	20	−4.6%	−4.5%
			紙の購入量・複写機の使用回数の調べ	紙の購入量と複写機の使用状況	紙の購入量	13年度	19	8,109	8,206
						18年度		9,033	9,280
						13年度比		11.4%	13.1%
					複写機使用回数	13年度	19	1,938	1,987
						18年度		4,771	5,068
						13年度比		146.2%	155.1%
					複写機使用回数	19年度	20・21・22	5,283	5,284
			環境配慮型物品等の購入状況調べ	環境配慮型物品等の購入状況	調達総点数	18年度	19	441,956	44,195
					グリーン点数	18年度	19・20・21・22	41,935	41,940
					配慮比	18年度	19・20・21	84.7%	94.9%
					平均	18年度	19・20・21・22	80.2%	81.0%
					配慮比	19年度	20・21	53.1%	53.2%
					調達総点数	20年度	21・22	156,553	156,572
					平均	20年度	21	93.9%	83.4%

Ⅴ　平成19～21年度環境環境調査結果

	取り組みの方向		行政の取り組み（関連施策事業名）	表タイトル			掲載年度	誤	正
1	大気	3	浮遊粒子状物質（SPM）	測定結果	※測定結果表の入替え	18年度	19	二酸化硫黄測定結果表と入替え	
		4	二酸化硫黄（SO_2）	測定結果	※測定結果表の入替え	18年度	19	浮遊粒子状物質測定結果表と入替え	
					最高　年平均	19年度	20	0.018	0.017
		6	降下ばいじん	測定結果	硫黄酸化物　平均	19年度	20・21・22	0.4	0.27
					窒素酸化物　19年4～6月			0.017	0.02
					窒素酸化物　7～9月			2.1	0.38
					窒素酸化物　10～12月			0.2	0.20
					窒素酸化物　平均			0.2	0.17
					鉛　7～9月			5.4	2.1
		7	風速	測定結果	平均　年平均	19年度	20	1.7	1.8
					最高　年平均			11.8	7.1
		8	降雨量	測定結果	起日（日）　年間降雨量（最大1時間降雨量）	18年度	19	19/3/25	18/6/16
					起日（日）　年間降雨量（日最大降雨量）	19年度	20	19/10/27	20/3/27
					起日（日）　年間降雨量（最大1時間降雨量）			19/8/28	19/7/28

登録番号(刊行物番号)
H23－25

みんなで豊かな環境を未来につなぐまち狛江

狛江のかんきょう（平成 22 年度実績）

平成 24 年２月

発行　狛江市
編集　狛江市建設環境部環境管理課
　　狛江市和泉本町一丁目１番５号
電話　０３（３４３０）１１１１
印刷　庁内印刷
頒布価格 130 円